

---

令和6年 第5回(定例)日南町議会会議録(第2日)

令和6年9月4日(水曜日)

---

議事日程(第2号)

令和6年9月4日 午前9時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第68号 日南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第69号 日南町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第4 議案第70号 令和6年度日南町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第5 議案第71号 令和6年度日南町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第72号 令和6年度日南町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第73号 令和6年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第74号 令和6年度日南町簡易水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第9 報告第4号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について
- 日程第10 議案第75号 令和5年度日南町一般会計決算認定について
- 日程第11 議案第76号 令和5年度日南町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第12 議案第77号 令和5年度日南町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第13 議案第78号 令和5年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定について
- 日程第14 議案第79号 令和5年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第15 議案第80号 令和5年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定について
- 日程第16 議案第81号 令和5年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計決算認定について
- 日程第17 議案第82号 令和5年度日南町簡易水道事業会計決算認定について
- 日程第18 議案第83号 令和5年度日南町下水道事業会計決算認定について
- 日程第19 議案第84号 令和5年度日南町病院事業会計決算認定について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第68号 日南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

- 日程第3 議案第69号 日南町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第4 議案第70号 令和6年度日南町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案第71号 令和6年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第72号 令和6年度日南町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第73号 令和6年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第74号 令和6年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第9 報告第4号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について
- 日程第10 議案第75号 令和5年度日南町一般会計決算認定について
- 日程第11 議案第76号 令和5年度日南町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第12 議案第77号 令和5年度日南町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第13 議案第78号 令和5年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定について
- 日程第14 議案第79号 令和5年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第15 議案第80号 令和5年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定について
- 日程第16 議案第81号 令和5年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計決算認定について
- 日程第17 議案第82号 令和5年度日南町簡易水道事業会計決算認定について
- 日程第18 議案第83号 令和5年度日南町下水道事業会計決算認定について
- 日程第19 議案第84号 令和5年度日南町病院事業会計決算認定について

出席議員（9名）

2番 高橋洋志君	3番 荒木博君
4番 荒金敏江君	5番 岡本健三君
6番 岩崎昭男君	7番 大西保君
8番 櫃田洋一君	9番 近藤仁志君
10番 山本芳昭君	

欠席議員（なし）

欠員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 長崎みよ君 書記 ..... 倉光祐希君

### 説明のため出席した者の職氏名

町長	中村英明君	代表監査委員	高見正司君
副町長	角井学君	教育長	青戸晶彦君
総務課長	實延太郎君	まち未来創造課長	島山圭介君
地域づくり推進課長	浅田雅史君	住民課長	島山亮子君
環境エネルギー課長	宇田聖子君	福祉保健課長	出口真理君
こども若者未来課長	段塚直哉君	農林課長	坂本文彦君
建設課長	渡邊輝紀君	教育次長	三上浩樹君
会計管理者	高柴博昭君	農業委員会事務局長	高橋裕次君
病院事業管理者	福家寿樹君		

---

### 午前9時00分開議

○議長（山本 芳昭君） おはようございます。

ただいまの出席は9名です。定足数に達していますので、令和6年第5回日南町議会議定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットの議事日程ファイルのとおりです。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（山本 芳昭君） 日程第1、一般質問を行います。

タブレットの一般質問フォルダの答弁要旨ファイルをお開きください。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） おはようございます。改めまして、日本共産党の岡本健三です。9月定例会の一般質問を始めます。

定例会冒頭に中村町長がおっしゃったとおり、今年は政治に大きな変化が起こりそうです。自民党の総裁選では、鳥取1区選出の有名代議士をはじめ、たくさんの候補者が名のりを上げています。しかし、残念なことに、それらの候補者が核兵器禁止条約の批准やパレスチナの国家承認、日米地位協定の改定、大企業や富裕層優遇の税制の見直しと消費税減税など、重要政策の転換を話題にするのを耳にしません。岸田首相の政権投げ出しの引き金となった裏金問題ですら、処分された裏金議員を次の選挙で公認しないなど、小手先の対応ばかりです。しかも、その小手先の対応ですら、たくさんの裏金議員から反発の声が上がり、すぐに候補者の発言がぶれてしまうといったありさまです。金権体質の払拭には程遠い状態と言えるのではないのでしょうか。

経済無策で、失われた30年と言われる経済の停滞をもたらし、米国への追従で戦争する国づくりへ邁進する自民党政権の根本は、総裁という表紙を替えただけでは到底変えることはできません。野党への政権交代こそが、今の政治を変え、日南町のような地

方を発展させる原動力になります。私たちの力で政治に大きな変化を引き起こすことを心から呼びかけ、私の冒頭の挨拶といたします。

それでは、質問に移ります。

大きく3つの項目についてお聞きします。1つ目に養豚場の計画について、2つ目にごみ処理について、3つ目に民家などに影響のある樹木の伐採に対する助成についてです。

まず、大きな項目の1つ目、養豚場の計画についてお聞きします。

初めに、8月6日の議会全員協議会で報告された環境保全協定書の最終案についてです。私は、この協定書案は、これまでの事業者と締結していた古い協定書よりも内容が後退していたり、不十分な部分が幾つかあると考えています。ここでは1点確認したいと思います。

協定書の第7条第3項に、ファロスファームは、日南町または関係諸機関から書面による命令があった場合には、これに従わなければならないとあります。しかし、町は、どのような場合に、どのような命令を事業者に対して下す権限があるのでしょうか。水質汚濁防止法違反があった場合、県は、事業者に対して改善命令、排水停止命令など、法律で定められた強制力のある命令を下す権限があります。しかし、この権限は町にはありません。他の法律でも、町には事業者に対して命令という形で強い強制力を持つ指示を与える権限は与えられていないと思います。協定書の第7条第3項の命令とは、どのような権限に基づくものなのでしょうか。

次に、ファロスファームは、佐木谷に新たに建設される養豚場の事業計画で飼育頭数を最大5万4,000頭としています。しかし、そもそもこの5万4,000頭という全国でも最大規模の頭数の豚を、水稻の圃場の上流であり、また、最終的には日野川に注ぐ河川の一つに隣接する農場で飼育することはリスクが大き過ぎるのではないのでしょうか。

さらに、日南町への移住定住や交流人口の増加のためにも、日南町を全国へPRするという意味でも、日野川源流のまちであり、SDGs未来都市でもある日南町にふさわしい計画への変更として、町として事業者へ求めるべきではないのでしょうか。養豚場の開発区域内に町有地があるため、町は、開発区域の地権者であり、また、養豚場からの汚水が排出される河川の管理者でもありますので、町は直接の利害関係者です。また、県の開発事業指導要綱では、開発事業計画が提出された際に県は町へ意見を求めることになっています。ですので、事業者も町が言うことには耳を傾けなければならないはずで、そして町は、住民の利益にかなうよう事業者へ意見を伝える責任があるはずで、

次に、大きな項目の2つ目、ごみ処理についてお聞きします。

西部広域行政管理組合によるごみ発電施設あるいはごみ焼却施設の建設候補地選定の経過について、建設候補地選定の検証委員会による検証が行われています。このことに対する町長の見解をお聞きします。

最後に、大きな項目の3つ目、民家などに影響のある樹木の伐採に対する助成につい

てお聞きします。

一部の林地の荒廃により、大雨や大雪などの災害で民家などに影響を及ぼすおそれのある樹木が放置されている現状があります。こういった危険木を事前に伐採して災害を防止するため、鳥取県は、昨年、危険木等事前伐採推進事業を新たに始めました。日南町は、事業主体として昨年度からこの事業に取り組んでいますが、住民の方からの要望に十分応えるまでには至っていないようです。

まず、町として、このような危険木の実態を把握されているかお聞きします。また、そのような民家などに影響のある樹木の伐採に対して、町が独自に伐採費用の一部を助成する補助事業を新設すれば、危険木の伐採が進むのではないのでしょうか。

参考までに申し上げますと、広島県三次市では、森林環境譲与税を財源として上限100万円で伐採費用の10分の7を補助する事業を令和3年度から実施しています。毎年30件以上、多いときは50件以上の補助金を交付しており、令和6年度は1,800万円の当初予算を組んで、8月までに既に32件の補助が決定しているそうです。住民の方からは、台風や大雪のときなど、いつ家のほうに倒れてくるか心配だった木を切ってもらえたので安心した、補助率が7割と高いので大変助かったなど、おおむね好評を得ているとのことでした。林業のまち日南町としても、災害の不安を少しでも減らすために危険木の伐採に対する新たな補助事業を始めてはいかがでしょうか。

以上で最初の質問を終わります。

○議長（山本 芳昭君） 執行部の答弁を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 岡本健三議員の御質問にお答えします。

まず、養豚場の計画についてということで、環境保全協定書の第7条第3項に書面による命令があった場合には、これに従わなければならないとあるが、町はファロスファーム株式会社に何らかの命令を下す権限を持っているのかという御質問の内容でございます。

施設の破損や事故の発生によりまして、有害物質を含む水もしくは排水基準に適合しない水が公共用水域に排出されるおそれがある場合等には、水質汚濁防止法第14条の2第4項に基づき、都道府県知事のほう事業者に対して応急措置を講ずるよう命ずることができることとされております。したがって、法律に基づく命令権限者は県であり、町は命令権限を有しておりません。

なお、第3項で規定する町が言う命令とは、協定書の第7条第1項及び第2項に規定しております事業者が取り組むこととされている事項につきましては、適切な対応が認められないと町が判断した場合には、この第3項を根拠に町が事業者に対して適切に対応するよう指示できることを示し、指示よりももっと働きかけの強い命令という用語を使っておりますので、御理解をいただければと思います。

なお、環境保全協定書につきましては、本年8月の19日付で協定の締結を行ったこ

とを御報告をさせていただきたいと思えます。

2つ目の、計画にある5万4,000頭の飼育を水稻圃場の上流で行うことは、リスクが大きいのではないかという御質問でございます。

水質汚濁防止法上、飼育頭数を制限する規定はなく、総面積50平方メートル以上の豚房を建設する場合は、規定の排水基準を満たすことが必要とされております。そして農業に係る排水基準項目に硝酸性窒素等がありますけれども、これにつきましては、令和7年6月末から現在の基準値であります1リットル当たり400ミリグラムから100ミリグラムに引き下げられます。しかしながら、本町の場合ですが、100ミリグラムでは農業に影響を及ぼすおそれが高いということで、法律上は100ミリグラムでよいとされながらも、環境保全協定書の中で20ミリから30ミリグラムと定めたものでございます。

したがって、大事な視点であります。飼育頭数そのものというよりは、むしろ飼育頭数に対応する能力を備えた浄水設備を整備してもらうことであるというふうを考えとります。まだラグーン方式か、連続方式かなど、浄水設備の具体的な機能等は決まっていない、そういう状況であると事業者のほうからお聞きしておりますので、引き続き事業者の動向を注視していきたいというふうを考えとります。

次に、移住定住や交流人口の増加、また、全国へのPRの視点から、日野川源流のまち、SDGs未来都市であるまちにふさしい計画への変更を町として求めるべきではないかという御質問の内容でございます。

私たちの町は、日野川の源流と中国山地の連なる山々の緑をはじめとしました豊かな自然環境の下、豊かな風土や歴史、文化を育み、自然、人、産業の調和の取れたまちとして発展してきました。そして私たちには、この豊かな自然環境を次世代に引き継いでいく責務がありますし、そのためには、環境だけではなくて、経済、社会、3つの側面の調和を図りながら、将来にわたり持続的に発展できるまちをつくっていかねばなりません。この精神は、平成18年制定の日南町環境基本条例にもうたっております。町、町民及び事業者は、それぞれ日常生活や事業の活動におきまして環境に配慮した取組を積極的に推進することとされております。

したがって、養豚事業を計画しているファロスファーム株式会社にあっても、環境基本条例や、さきに締結した協定書などに基きまして、環境負荷を低減した健全な事業活動を行っていただく必要があります。今後、詳細な事業計画が明らかになる中で、町としても必要なチェック機能を果たしてまいりたいというふうを考えております。

続きまして、項目の2つ目のごみ処理についてということの西部広域行政管理組合によるごみ発電施設の建設候補地選定の経過について、建設候補地選定検証委員会による検証が行われている、このことに対する町長の見解という御質問でございます。

鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設意見調整委員会から提出された意見書を踏まえ、一般廃棄物処理施設用地選定委員会による建設候補地の選定結果を検証す

るため、本年5月に一般廃棄物処理施設建設候補地選定検証委員会を設置しました。これまで7回にわたりまして審議を行い、8月29日の第7回委員会において報告書のほうがまとめられました。この報告書は、今後、委員長のほうから西部広域行政管理組合の管理者のほうへ提出される予定でありますので、その内容を真摯に受け止め、今後の対応をより丁寧に進める必要があるというふうに考えております。

続きまして、3つ目の項目の民家などに影響のある樹木の伐採に対する助成についてということで、一部の林地の荒廃により災害時に民家などに影響を及ぼすおそれのある樹木が放置されている場所がある。町として実態を把握してるかという御質問の内容でございませう。

各まちづくり・むらづくり協議会や自治会との意見交換や要望におきまして、道路の見通しが悪いといった支障木などの相談を伺うことがあります。また、個別に相談をいただいた際には、職員のほうが現地確認をしておるところでございませう。その都度、記録を残しながら現地の確認も行いますが、町全体の一斉調査のような実態把握を行っておりませう。県道や町道などであれば、道路維持管理の一環で樹木の伐採を行うことがあります。また、電線に影響する場合には、中国電力やN T T等に連絡を取り、対応を依頼することもあります。

次に、民家などに影響のある樹木の伐採に対する補助事業の新設をしてはどうかという御質問でございませう。

道路維持の管理や電線の保守管理といったライフラインを守る取組は、これまでと同様、地域の方の声を聞きながら取り組んでまいりたいと思ひます。また、集落の孤立や停電等の発生を未然防止するため事前に危険木を伐採することは、既存の予算を活用しながら対応していきたいというふうに考えます。

補助事業の新設という御意見ですけれども、参考にしたいというふうに思ひますが、今のところ考えておりませう。そもそも個人所有地から生えている樹木あるいは庭木でありますとか竹だとかっていうところは、その土地の所有者に所有権があり、個人財産であります。所有者は、落下のおそれがあるものは剪定すべき義務があります。これを怠ると、そのために発生した事故等について、その所有者が責任を問われる場合があるというふうに思ひております。

一方、高齢などの理由から剪定ができない場合っていうのも想定されます。その際には、まずは御親族の方、あるいは隣近所の集落で御相談いただければというふうに思ひとります。とはいえ、中には相談できない場合っていうこともあろうかと思ひます。その際には、町のほうに御相談をいただければというふうに考えております。

以上、岡本健三議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山本 芳昭君） 再質問がありますか。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） それでは、最初の養豚場の計画についての環境保全協定

書の第7条第3項のところから始めますが、まず、先ほど町長の答弁で、8月19日付で協定を締結したというお答えがございました。ですので、まず、その協定書全体のことについてお聞きしたいと思います。

協定書の細かい部分については、細目として決定するというのが先日の全員協議会での説明でしたが、この細目については協定と一緒に確認したということによろしいのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 第16条で載せております実施細目書っていうところは、基本的にはこれからというところの内容であります。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） これからということ、いろいろ懸案事項はあったと思うんですが、それについてはこれからということで協定書に署名をされたという、そういう理解でよろしいのでしょうか。住民の方が署名をされたということによろしいのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 細目書につきましては、いろいろこれから協議する内容も当然出てくるというふうに思っておりますので、その段階の中で具体的なところは取決めをしていくということですが、基本的な協定書の内容につきましては、先ほど言いましたように、協定のほうを締結させていただきましたので、御理解いただいたということで、これからさらに進めていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 分かりました。じゃあ、その点については結構です。

それで、具体的に7条第3項について入っていきます。

まず最初に、非常に基本的なことをお聞きします。先ほどは、第7条の1項、2項に関する問題があったときに命令するというようなお話がありました。それで、第1項のところに、水質汚濁事故が発生した場合は直ちに応急措置を講じ云々というようなことがあります。この水質汚濁事故という言葉の定義を教えてもらいたいと思います。どんな意味合いなのか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 御案内のように、法令上、水質汚濁防止法というところがあるというふうに思っておりますので、それに準ずる内容ということで考えとります。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） そうすると、この第7条、水質汚濁事故発生時の措置ということなんですけれども、全体が、水質汚濁防止法に触れるような排水基準の水が出たときのみ、この第7条が関係してくるという意味合いなんではないでしょうか。ちょっとそれだと答弁と食い違ってくると思うんですが。

ごめんなさい、食い違っはこないですね。結局、第7条の範囲でということであれば、じゃあ、先ほどおっしゃってた、でも20とか30っていう規定は協定書の別の部分に定められてるわけですよ。第5条の第1項のところに20から30ミリグラムの全窒素を超過しないということが定められてるんですが、こういうことは全く関係なく、とにかく水質汚濁防止法上の何か排水基準の問題があったとき、超過があったときのみ第7条は関係してくるという、そういう意味合いなんですか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には、法律上があって、それに抵触した場合には、県のほうの指示っていうか、命令っていうか、そういうところがあるというふうに思っておりますが、一つの例でいくと、そこまで至らないケースっていうところもあったりするということは今後あるかなというふうに思っておりますので。

いずれにしても、書いてありますように、何らかの影響で機械の故障だとか想定されるものがあるというふうに思っておりますので、そういったところをある程度水質汚濁防止法に内容は準ずる形の中で、事故が発生したときのというケースを想定した形で記載をさせていただいてるというところでありますので、ですから、細かい言やおかしいけど、数値的なところはもちろん影響は考える余地はあるというふうに思っておりますが、トータルの考え方の中で地域の皆さんのやっぱり安全っていうのを確保するためのという捉え方で、広く言やおかしいですけど、現場のほうでしっかり安全な運転ができるということを目的として、そうでないケースを想定して今文言として上げてるというふうに思っておりますので、そういう御理解をいただければというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） そうすると、さらに確認ですが、例えば協定書の第12条第1項に住民からの苦情ということがあるんですけども、こういったものに対しては、第7条で定めてる水質汚濁事故には当たらないというような理解なんでしょうか、どうなんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） その辺につきましては、副町長のほうから回答をさせていただきます。

○議長（山本 芳昭君） 角井副町長。

○副町長（角井 学君） お尋ねの12条1項に当たらないかということではありますが、この命令については該当しないです。あくまで第7条第3項の規定は、第1項、第2項に、きちっと対応されないといった場合に、町として口出しができるようにこの条項を設けたものでございます。したがって、この第12条に波及するというものではありません。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） そうですか。そうすると、第7条第3項のこの書面によ

る命令というのは、かなり狭い範囲だなというふうに感じます。そういった水質汚濁防止法に関する、もしくはそれに準ずる事故があった場合のみに、ファロスファーム、事業者は町や県などの関係機関からの命令に従わなければならないということになります。

そういう解釈だと言われてしまうと、そうなんでしょうけれども、それにしても、前回の協定書は、必要な指示等があった場合にはこれに従わなければならないという記述だったわけです。これだと、非常に意味は分かりやすく、命令する権限がない町であっても何か指示を行うといった場合に、それには従ってくださいよという意味合いが出てくるというか、はっきりするわけですがけれども、書面による命令ということで非常に厳しい言葉を使ってしまったがゆえに、かえって、この第7条第3項が骨抜きにされるようにも感じるんですけれども。つまり町は法律上のそんな権限はないんだから、そもそも命令できない、それであれば、町の言うことに従う必要はないよというふうにも見えてしまうんですけれども、その辺りはいかがなんでしょうか。なぜそのわざわざ表現を「必要な指示等があった場合には」から「書面による命令」という形に変えたのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 角井副町長。

○副町長（角井 学君） 議員も御承知のとおり、法令上、町に事業者に対して命令する権限はございません。命令する権限がないんだけど、町としては、やはりかねてより水問題は本町の大きな課題でございました。やはり事業者がきちっと誠意持って対応されない場合ということも想定はされ得ます、過去のことを考えればですね。そうした場合に、きちっと口出しができるように、この3項を設けて町で口出しをできる、その形の条文を今回設けてるわけですね。

旧協約書のほうでは「指示等」という形にしておりますが、その基本的な考えについては旧協約書のとおりでございまして、ただ、文言のほうを「指示」という形ではなくて、より強い言葉である「命令」と、なおかつ書面によってきちっと相手方に示すという形でこのたびきちっと明記したものでございますので、後退とかそういうことではなくて、むしろ権限がないからこそ、こういう形で我々としては口出しをしていく形を取ったものでございます。そのように御理解いただければというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 書面によることを示すのであれば、普通に「書面による指示等」というふうにするだけでいいだけなので、「命令」と言葉が厳しくなったことがよいのかどうかということを私はちょっと分かりかねますけれども、ただ、確認ですが、ここにこう書いたことによって、水質汚濁防止法の権限で県が発する命令だけでなく、この協定の第7条に1項から3項に基づいて町が発するあらゆる指示に従わなければならないということを事業者も承知してると、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 角井副町長。

○副町長（角井 学君） この協約書締結、もう既にされておりますので、事業者のほ

うもそういうふうには了解しているという形で考えとります。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 分かりました。それであれば、もちろんこの第7条が問題になるようなことが起こらないというようなきちんとした設備、それと、きちんとした管理を求めているかなければいけないわけですが、万一の場合には、きちっと町からも指示をできると、そして事業者はそれに従うということを承諾してるということで、それは確認しました。

そしたら、その養豚場のことについて、2番目の5万4,000頭の計画について、こういう大規模な飼育というのは、それを水稻の圃場の上流で行うことはリスクが大き過ぎないかということについてです。

答弁は、飼育頭数が問題でなくて、結局、排水の基準が問題だという御答弁でした。確かに水質汚濁防止法だけを考えればそうなんですけれども、別に上流に養豚場があるということに関するリスクというのは、水質汚濁防止法上のリスクだけでも限りません。幾つかのほかのリスクがあると私は思います。

一つは、これまでも全員協議会などで同僚議員からも指摘がありましたけれども、この大量の豚を飼育するために井戸から水を取らなければいけない、これも恐らくかなり大量の水を取らなければいけないという問題が出てきます。これが下流の農業、あるいは生活用水も含めてですけれども、これに及ぼす影響はどうなのか。あるいは、例えば、これもあってはならないことですが、豚熱による全頭処分という可能性もあります。豚がいる以上、これが絶対にはないとは言えません。ですので、そもそも同じ1か所の農場でこの5万4,000という膨大な数の豚を飼うこと自体が、リスクの分散という観点から非常に大きな問題ではないかと思います。中村町長にお聞きしますけれども、これまでの国内の豚熱で1か所の農場で処分された最多の頭数を覚えておられますでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） その数値につきましては、承知しておりません。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 当時は大分話題になったので、話せば思い出していただけるとは思うんですけれども、2022年7月23日に栃木県那須烏山市内の養豚場で豚熱が判明し、9月9日までの1か月半にわたり殺処分と埋却が行われました。那須烏山市の発表によると、処分された豚の頭数は5万6,298頭、記録によると、これが1農場の数というふうになっとります。当時この養豚場を経営していた企業は、この大量処分などが影響して、その後、倒産しております。このことを考えると、農場を経営する企業にとっても、大量の豚を1つの農場で飼うのは大変リスクが大きいことなのではないでしょうか、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 当然豚熱というところのそういうところが発生する、あるいは

してらってという現実、当然事業者にとっても承知の上だろうというふうに思っておりますので、そういった例えば最小限にとどめるっていう対策、そんな観点も含めた形で、これから豚舎というところだとか、様々なところでリスク分散ということは考えていかれるというふうに承知しております。

当然、今、鶏だとか豚だとか、そういったところの被害発生というところは、全域の中で殺処分をするっていう考え方というのは、県内でももちろんありますし、国内的にもそういう処分の仕方、被害防止というところはあろうかなというふうに思っておりますので、町としても、これからになりますけれども、そういったケースの場合の場所っていうところも、事業者と相談しながらではもちろんありますけれども、そういったリスクの想定というのは考えていく必要性はあるというふうに私も認識しております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） これから考えるということであれば、あんまり答えてもらえないのかとは思いますが、最小限にとどめる対策、1個の農場であれば全域で殺処分というのが普通です。先ほど申し上げた那須烏山市の例でも、やっぱり養豚場から、あるいは地元からは最小限の頭数でいいんじゃないかという意見はあったそうです。ですが、最終的に、やはり国の方針で、ほかの農場に被害を広げないために、豚が搬出されてしまったら、もしその豚が感染していたら広がる可能性がありますのでということで、全頭処分という処置が取られています。そういったことを避ける具体的な手だてというのを今までこの計画について全く私は聞いた覚えがないんですけれども、具体的に何か方法があるんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 現時点は、その具体的な内容までは事業者のほうからは聞いておりませんが、先ほど申し上げましたように、浄化槽自体の方法論といいたいでしょうか、そういうところも2通りあるということで、今どちらかにするかっていうところは検討、研究中だろうというふうにお聞きしております。ですから、あわせて、先ほどの豚熱に対する対応の在り方っていうところも、研究をできるだけそうならないというための設備設計あたりも含めてされるというふうに思っておりますので、今後のこういった事業計画をつくられる中で、そういった議論はさせていただきたいというふうに思っておりますし、確認はさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） ぜひしっかりその対策について確認をして、議会へも報告していただきたいと思っております。

それと、場所についても考えていくという、今まだ場所は決まってないということのようなんですけれども、埋却処分の場所ですね、豚熱が起こった場合に。その埋却処分がさらにどういった影響を与えるかということも実例がございますので、これについても一つ紹介させていただきます。

埋却した土地周辺の環境に埋却処分が影響を与えたという例ですけれども、御記憶にあるかどうか分かりませんが、昨年の8月31日から9月8日にかけて佐賀県唐津市で豚熱により1万頭が殺処分され、埋却処分されました。その後、その養豚場の近くに住む住民から、埋却地の下に血のようなものが流れていると唐津市に連絡があり、豚1万頭を埋めた場所から数十メートル離れたのり面から、赤い血のような異臭のする液体がにじみ出ているのが見つかったそうです。液体は、付近の側溝や河川にも流れ込んでいたということで、川の約半分が赤茶色に染まり、泡が大量に出ており、強烈な生臭い臭いがしたという報道がなされています。

豚を埋却する際、あらかじめシートなどを敷いたとしても、限られた時間の中で完全に豚の死骸を土から隔離できるとは思えません、私には。唐津市の養豚場のように、埋却した直後に血が流れ出るといふこともあるでしょうし、時間とともにシートが劣化して豚の死体から有機物が流れ出るといふことがあったとしても不思議はないと思います。埋却場所近くの川や井戸は、長い間汚染の脅威にさらされることになるのではないのでしょうか。町長の御見解はどうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 御紹介いただいた事例あたりも、これから改めて確認をしながら、あるいは鳥取県ともやっぱり情報の指導あたりをいただきながら、設定の在り方についても同時に考えていきたいというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 考えたとしても、なかなか日南町、広いとはいえ、やはり水稻の面積も多いですし、林業のことを考えたら、そんなに都合のいい場所があるかどうか、ほぼないんじゃないかと私は思うんですけれども、少なくともそんな大量の豚を埋却するような土地というのは。具体的なことをお聞きしても、今は恐らく何も答えてもらえないでしょうからお聞きしませんけれども、ぜひそういった危険もあるということも改めて考えていただいて、県の指導ですか、何よりも事業者の方針というのが大切だとは思いますが、大切というのは、事業者になんかちゃんとした対策を求めるといふこと、それが大切だと思います。

それで、豚熱は、じゃあ、そこまでにして、今度、取水の影響ですね、5万4,000頭、大量の豚を飼育する場合に水を使いますが、その影響。これは、全員協議会では副町長から、その計画が進んで井戸使用の申請があったら審議会で検討するというようなことがあったんですけれども、ただ、その時点で、やっぱり駄目ですよと言ったとしても、企業のほうも困ると思います。ですので、どの程度の水量が必要なのか、大体事業者のほうは見積もることはできるでしょうし、それで、それがどの程度の影響を与えるかということ、前に全員協議会でお話があったように、学識経験者が加わった環境審議会できちんと議論して、審議会の意見を求めるべきではないでしょうか、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 角井副町長。

○副町長（角井 学君） 地下水の関係の御質問でございますが、おっしゃられるとおり、いきなり審議会のほうにかけて、そこで結論を出すというものではなくて、事前に当然事業者と相談しながら、また、その内容は連絡協議会の場で議論しながら、事業者の考え方、本町の考え方を整理した上で審議会のほうに持ち込むという流れになろうと思います。現在、そこら辺の地下水の何か所、どのくらい取っていくかあたりのところは、今、事業者のほうで算定のほうをしておりますので、それができ次第、町のほうに事業者の考え方を説明していただくようお願いしておりますので、それを受けて作業のほうは進めさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） そうですか。事業者が算定されてるということで、それは具体的には、いつ頃までに算定されて、いつ頃までに環境審議会にかけるというようなスケジュールとしてはあるんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 角井副町長。

○副町長（角井 学君） まだ現在のところはスケジュールは決まっておりません。今、事業者が優先しておりますのは、造成に係る部分の事務に取り組み始めておられますので、その造成に係る事務がおおむね終了次第、農場の中のことについて検討のほうができるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） じゃあ、事務が終了し次第、造成にかかる前ということですね。ですので、造成にかかる前には必ず地下水の取水の件についても検討してください。そのことを確認しておきます。

それから、次の養豚場について3つ目の質問になりますけれども、計画の変更を働きかけたらよいのではないかとということですね。日南町にふさわしい計画にしてみようよということなんですけれども、先ほど来申し上げてますとおり、このように5万4,000頭の飼育というのは、大変にリスクが大きく、環境へ大きなダメージを与える可能性もあるというふうに私は思います。飼育頭数を減らすとともに、日野川源流のまち日南町にふさわしい、環境にも農業にも配慮した飼育方法、飼育頭数も含めてですけれども、そういった飼育方法に変更するように求めてはどうかと思いますが、いかがでしょうか、町長。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的な考え方としてですが、SDGsの未来都市に選定していただいたという町ではあります。SDGsといいますのは、基本的には、環境はもちろんそうなんですけれども、社会あるいは経済というところがともに成長するというのが目的であります。ですからそういった意味で申し上げますと、当然環境をおろそかにするというわけではないですけど、やっぱり3つの視点というところを考えていくべきだろ

うというふうに思っておりますので、たくさんリスクがあるということはありますけども、こういった協定を通じながら、共に共存共栄という形を取っていきたいというふうに考えます。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 3つの視点ですね、自然とか環境だけじゃなく、社会、経済がともに成長すると、これは非常に大切なことだと私も思います。反対に言うと、リスクの大きい経営をするということは、それだけ社会や経済にもダメージを与える可能性が大きくなるので、そういうことはやめてくださいということを私は言ってるわけですけども、基本的にはハイリスク、ローリターンです。ローリスクでない危ない事業は、経済としても経営としても成功する可能性は当然低くなります。

それはともかく、具体的なことをちょっと申し上げますと、例えば神奈川県のアニマルウエルフェア、あまり聞き慣れない言葉だとは思いますが、日本語で言うと動物福祉、これを実践した農場経営をしております。アニマルウエルフェアとは、感受性を持つ生き物としての家畜に心を寄り添い、誕生から最期までストレスをできる限り少なく、健康的な生活ができる飼育方法を目指す畜産の在り方であるというふうにこの丹沢農場のホームページには書いてあります。また、畜産経営の持続可能性を高め、そこで働く人の環境を改善し、質の良い畜産物の供給に寄与するというふうにも言われておられて、SDGs未来都市である日南町にふさわしい畜産のやり方ではないかと私は思います。

参考までに申し上げますと、丹沢農場では、豚1頭当たり1.5平米の広々とした豚舎で豚が走り回ったり、過ごしたりしております。ファロスファームさんが佐木谷に計画している農場の場合、豚舎の図面から概算すると、1頭当たりの面積はおおよそ0.73平米ですので、そのおおよそ2倍の面積を丹沢農場では使っているということです。そして飼料も、肥育期の豚には抗生物質を与えず、収穫後に農薬を散布していないトウモロコシを使う、サツマイモや飼料米を与えるなどという工夫をしております。こういった取組もあるんですけども、どう考えられるでしょうか。日南町でも同じことができるかどうか分かりませんが、日南町にふさわしい一つのやり方ではないかと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 角井副町長。

○副町長（角井 学君） 快適性に配慮した飼育環境の飼養管理、アニマルウエルフェアについてであります。このことにつきましても、本年2月、ファロスファームの竹延社長が本町において事業説明をされた際にも、農水省の基準に沿って適切に行うということは明言されましたので、本町においても、そのようにアニマルウエルフェアに基づいた飼養管理というものを行われるものと認識しております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 農水省の基準、私も拝見いたしました。いろいろなこと

が書いてあるんですけれども、大体抽象的なことで、例えば豚1頭当たりの面積をこれ以上にしてくださいというようなことは基本的には書いてありません。ですので、もちろんそれを無視してはできない、今の畜産業で全く動物のことを無視して事業することはできないというのは当然です。私の言ってるのは、それよりも一歩進んだ取組、日南町らしい取組というのを進めてはいかがでしょうかという意味ですが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 全体像を掌握しながら、これから具体的な計画を進められるということでもありますし、先ほど申し上げましたように、農水省の基準というところももちろん承知の上で展開されるというふうに思っておりますので、それをさらに一歩というところの御意見だろうというふうに思っておりますので、その辺については、今後の計画の中で当然お考えもあるでしょうし、とはいいいながら経営的なところもありますので、基本的にはリスクはもちろんないというわけではないですけれども、メリットというところもありますので、そういったところの兼ね合いを見ながら計画を推進していただきたいというふうに思っておりますし、私どもとしても、確認をさせていただきながら進捗を図っていきたいというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 経営的な面についても、このアニマルウエルフェアが決してそれに反しないという例を最後に言わせていただきますけれども、ある研究ですけれども、豚1頭当たりの豚舎の面積が小さいと、豚の発育が悪くなり、飼育中の事故率も多くなると。そのため豚の体重を1キログラム増やすための飼料費が高くなり、枝肉の上物率も低くなる。結果として、枝肉の生産費用は高くなり、売上げが落ちることから、種豚1頭当たりの所得が低くなるという研究結果が得られています。アニマルウエルフェアに即して豚1頭当たりの豚舎の面積を増やしたほうが種豚1頭当たりの所得は増えるという、そういう研究結果です。

それから、経営面の中での営業面からいっても、先日、議会の視察で八頭町の大江ノ郷自然牧場を訪れました。あそこのように、平飼いの鳥が産んだ卵を使ってレストランやお菓子を作って、それを売り物にしてお客を呼び、付加価値の高い商品、値段としては多分普通のものの倍くらいはしたと思いますけれども、そういう商品売るという、こういうビジネスモデルもあるわけです。ですんで、アニマルウエルフェアを実現することと経営とは対立しない、むしろ日南町のようなところにおいては、それこそが経営をしっかりと成り立たせるというふうに思います。事業者にとっても、長い目で見れば、住民の方の理解も得られまして、よい関係を築けるんじゃないかと思っておりますけれども、どうでしょうか、町長。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 先ほど申し上げましたのは、そこが不突合するという考え方で

はないということは御理解いただければというふうに思っております。私どもとしても、具体的なその辺の数字、在り方っていうのは、企業でありませんで詳細は分からないというところではありますけれども、御案内のように、ファロスさんの業界の立ち位置も、役員としてされておりますので、そういった情報というところは取り寄せられてるというふうに認識しておりますので、あとは、どういう形態、運営方式を取られるかということ、事業者のほうでこれからさらに詰めていかれるというふうに思っております。多分そういった御提案していただいた在り方も、当然承知されてるというふうに思っておりますので、そういったところはこれからの事業計画の中で考えられるというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 承知されてるというそういう態度じゃなくて、ぜひ町から積極的に勧めていただくということをしていただきたいです。

この大項目の1番目の最後に申し上げますけれども、そもそもの出発点は、一昨年7月に養豚場の用地を町が買い取ることを求めて地元住民の方たちが陳情を出しまして、9月定例会で議会もそれを採択したという、そこらにあります。それが、その後、言わば町長の一存で覆され、十分とは言えない協定書の内容にも、住民の方たちはやむなく賛同しているのではないかと私は思っています。これだけ住民側が折れてるのですから、事業者の方も住民のほうに歩み寄る態度を見せていただいてもいいのではないかと私は思いますので、ぜひ町長、最後にどうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 今回の協定書を読んでいただくと分かるというふうに思っておりますけど、様々なことが、困難事例というか、相談事例も含めてですが、あったときには、町のほうがしっかりと中に入ってというところを主体的に書いた文言であるということは認識していただきたいというふうに思っております。ですから、今までの経過のお話をいただきましたけど、これからの在り方の中で、やっぱり立ち位置というところを町としても明確にしながら、地域の皆さんと一緒にということを基軸に考えとりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） この養豚場については、これで終わります。きちんとした対応、議会への報告と住民の方への報告と対応を求めます。

次に、大項目の2つ目、ごみ処理についてお聞きします。

検証委員会の報告の内容について、まだホームページにも載ってませんし、これから報告されるということでしたが、この場で何か報告できること、御存じのことを町長があれば教えていただきたいんですけど、何かあるでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 現在、会議が7回あって報告案がまとめられたという情報だけ

ですので、具体的な報告書の中身っていうのは全然現時点では承知しておりません。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 分かりました。それでは、これはまた報告書が公表されてから、後日お聞きするということにします。

そうしますと、大項目の3つ目で、民家などに影響のある樹木の伐採に対する助成についてです。

実態の把握についてなんですけれども、最初に、確認しますと、昨年度から実施されています危険木等事前伐採推進事業、これでこれまで何か所で事前伐採をされて、今年度からこれから何か所で事前伐採を行う予定なんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 昨年度、自治会要望もあつとりまして、12件の相談がっております。そのうちの3件が年度内に対応したということで、残りの8件がありますけれども、位置的なところもありますので、県だとか中国電力だとか、そういったところへの要望、そういう事業体のほうに、県も含めてですが、対応していただくように依頼をしてるところであります。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） そうすると、今、自治会要望が12件あったということで、それで3件を年度内にされるということでした。

ほかに、普通に住民の方からの要望などというのは件数など把握されてないでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 特に改めて、こういうところがありますかという要望の依頼というか、ことはしておりませんが、ただ、県道、町道、それぞれ生活道もありますけれども、こないだ県のほうの関係者と協議する場がありましたので、その中では、私のほうから、特に県道につきましては、支障木があるというところがありますのでといたしましょうか、そういう視点で点検といたしましょうか、そういうところを入れていただきたいということでお話をさせていただいております。御案内のように、毎年成長していきますので、そういった観点の中で、道路の管理者としての樹木に対する伐採というところを気にかけていただいて、点検をしてほしいということを改めてお願いをしたところでもあります。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） そうすると、自治会以外からの要望は把握されてないということですね。

そうなると、現状のところ、残った8件は、県や中国電力に対応を依頼ということだったので、来年度以降、今のところ危険木等事前伐採推進事業の対象というのは今はないということなんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） その件につきましては、担当課長のほうから述べさせていただきます。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） お尋ねの補助事業でございます。昨年度、河上地内で行いました。本年度も、引き続きその延長箇所ということで予定をしております。1か所でございます。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） ごめんなさい、先ほど町長の御答弁では、3件を年度内に対応するということだったと思いますが、その1か所で3件あるということなんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） ちょっと説明が悪かったかもしれませんが、先ほど私が申し上げたのは、昨年要望があって、そのうちの3件は昨年の年度内に終わりましたという実績であります。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 昨年度のもの、つまり危険木等事前伐採事業以外に、2件の何かの方法で対応されたということですね。分かりました。

ただ、町では把握をあまりされてないようですが、普通の民家、普通に民家の裏に崖があるとか、あるいはお墓の裏に崖があるとか、そういった例も幾つか私はお聞きしています。専門家の方にお聞きすると、結構多くの要望、年間10件程度はあるんじゃないかというようなこともお聞きするんです。こういった危険木の伐採には特殊な技術が必要でして、クレーンなどの特殊な機械を使わなければならない場合もあると聞いてます。個人の方、あるいは自治会でもそうですけども、そこで行くことを考えると、多額の費用がかかるんじゃないかと思います。

それと、影響のある樹木の所有者と影響を受けている民家などの所有者が違うという場合に、わざわざ多額の費用をかけて伐採することまではなかなかできないというようなお話も聞いております。結果として放置されてることが多いというふうに思うんですけども、把握されてないということなので、あまり答えは、どうなんでしょうか、ないのか分かりませんが、そういうケースがあるとは思われませんか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 今までのお話は、生活道も含めた道路あるいは電線だとか、そういったインフラに対する影響っていうところに対しての伐採事業というところを主体的に行っておるところであります。それ以外ということでもありますので、民家の裏に樹木がありますっていうえば、多分、どのレベルをというところはもちろんあろうかなというふうに思っておりますが、個人的には私の裏も山寄せでありますのでというようなところ

がありますので、そういったことを考えると、戸数全体を見ていかないといけんという話、あるいは墓も含めるとさらにプラスっていう話でありますので、そういったところは、ほとんどが民地っていうところが実態だろうというふうに想定しますので、その辺は調査というところまでは至ってないのが現実でありますし、なかなか難しいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） おっしゃるとおり、危険木等事前伐採推進事業は、ほかの事業を使ってもそうかもしれませんけれども、道路ですとかインフラに対しては使えますけれども、普通の民家には基本的には使えないという、そういう要綱になってると思います。ですんで、やはりそれ以外の場合についてもきちんと要望を把握して、どういった対応を取るか考えていくべきだと思うんですが、実態の調査、別に全町中、回ってくださいとは言いませんので、要望を集めるということだけでもしていただくわけにはいかないでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 冒頭の答弁の中で申し上げましたけれども、様々な実態が異なるというふうに思っておりますので、伐採を希望という話になると、所有者との関係性もありますので、そういった窓口的なところの相談というところでもありますので、そういったところはお寄せいただければ、対応方の協力はできるのかなというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） もう少し積極的な対応を求めたいと私は考えております。それで、念のため確認をしていきますけれども、こういった災害を事前に防ぐ効果もある危険木の伐採に対して、公的な支援、その危険木等事前伐採推進事業のほかに、個人や自治会が利用できる国や県の補助事業というのはあるのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 現時点で申し上げますと、例えば町道の脇に対するのり面的に樹木があるケースっていうところが大なり小なりあるかなというふうに思っております。御案内のように、草刈りを地元の地域の皆さんでしていただく場合については、それを支援をするっていう現状の仕組みもありますので、そういうケースについてはあるかなというふうには認識しておりますが、それ以外についての事前予防という観点からいう補助金はないというふうに、私自身の今情報とすれば、そういう段階であります。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） そうなんですね。ちょっと何か質問が前後してる感じで申し訳ないんですけども、ないんだと思います。私もそういうふうに認識しております。ですからこそ町独自に補助事業をつくっていただきたいということです。最初の御答弁で、民間のものであるという、基本的には所有者の責任であるということもありません。

が、それだけでははかれない問題だということは、要するに被害を受けてる人と所有者とが違うということは先ほども申し上げたとおりです。

さらに申し上げますと、町は、森林環境譲与税の交付を受けているわけです。これは、やはり森林の整備、あるいは担い手の教育、確保というようなことに使う用途もありますけれども、そういったことできちんと町が森林の関連することで使っていかなければいけない、そのために配分されてるということで、こういったたとえ民家であっても、そこに町が補助をするのはいけないとか、補助するのが適切ではないというようなことは全然ないというふうに私は思います。

最初に紹介しました三次市のほかにも、広島県の安芸太田町は上限30万円で10分の7補助、神奈川県の上野原町が上限10万円で2分の1補助、京都市が上限30万円で4分の3補助など、全国で幾つかの自治体が同じような補助事業をしております。災害を防ぎやすいまちにするということのほかにも、林業のまち日南町として、危険な樹木が民家や道路の周り、これは観光客の方ですとか移住のために見学に来た人たちの目につく場所でもあります。そういった方たちに対する印象ということを考えても、もう少し町が積極的に補助していただいてもいいのではないのでしょうか。どうでしょうか、町長。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 環境税の使途というところの中の一つの提案の在り方等を言っていたかかなというふうに思っておりますが、町内の林業事業体、所有者がやっぱり保全管理をしていくってところの中で今基本的に進むべきだというふうに思っておりますので、ですから環境税を財源としてという考え方は、また切り離した形の中で考えていかないといけないというふうに思ってますし、新しく今年度からスタートしとりますので、本当に税としての使途が適切かどうかというところは、最終的には税を頂いた町のほうの判断というところが高いというふうに思っておりますが、一方でいきますと、やっぱり国民がどう考えているかということも大事な視点だろうというふうに思っております。多くの勉強の余地があるのかなというふうに考えます。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 国民がどう考えてるかというのは、非常に分かりづらい話であって、基本的には町ですから住民がどう考えてるんだということが重要だと私は思います。

それで、環境税のことについて、これからということなんですが、令和5年度の森林環境譲与税、決算によると2,000万円余りを残して残っています。それで、6年度は5年度より3,300万円多い1億円余りが配分されております。ちょっと当初予算では明確な使途が示されなかったんですけども、6年度も再び多額の森林環境譲与税を使わずに基金に積み立てることになるんじゃないでしょうか。それは税の配分を受けてる側として、目的税なのにきちんとした用途に使ってないということで、かえって問題が、それこそ国民にとって問題があるように思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 主体的には、やっぱり、1年1年使い切るじゃないですけど、税法上からいくとそういうスタンスだろうというふうに思っておりますが、町内におきましても年によって事業量が異なるっていうところもありますので、要はどういう内容に使うかっていうところが大事であろうというふうに思ってますし、基金的な残があるというのは承知しておりますので、これからの事業の中でしっかりとした税を活用させていただきたいというふうに思ってますので、例えば機械あたりの、現場の皆さんが機械更新っていうところだって将来的にはあろうかなというふうに思っております。それが年度によっては上下するということも勘案しながら、そういった事業計画的なところはしっかりとつくっていききたいというふうに考えます。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 現場の方の機械更新を別にしないでいいというわけではないですけども、やはり実際に要望があるというふうに私は認識しておりますし、環境譲与税の使い道としてよい使い道だと思います。ぜひ積極的に検討していただくように求めまして、私の一般質問をこれで終わります。

○議長（山本 芳昭君） 以上で岡本健三議員の一般質問を終わります。

○議長（山本 芳昭君） ここで暫時休憩といたします。再開を10時30分からといたします。

午前10時16分休憩

午前10時30分再開

○議長（山本 芳昭君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 日本共産党の荒金敏江です。今回、私は、補聴器購入補助制度についてと大阪・関西万博についての2点について質問します。

まず、補聴器購入補助制度についてです。

3月の定例会で同様の一般質問をいたしました。そのとき、認定補聴器技能者の講演など、補聴器に対するマイナスイメージを払拭する研修を取り組むと答弁されましたが、その後の取組状況を伺います。

2点目に、加齢に伴う難聴は、自覚しにくいので、聴覚検診を実施し、聞こえへの関心を高めることが必要と考えますが、町長のお考えを伺います。

3点目に、年金生活では補聴器を買えない、片耳分だけを購入したなどの意見を聞きます。高齢化が進んでいる日南町こそ、補聴器購入補助制度を実施すべきと考えます。

3月に補聴器購入補助を求める署名を集めて町長に提出いたしました。そのとき並びに3月の一般質問時に検討すると答弁されました。その検討結果を伺います。

大きな2番目に、大阪・関西万博についてです。

来年春に開催予定の大阪・関西万博についてですけれども、環境省による最終処分場における廃止基準項目の7番に、埋立地からガスの発生がほとんど認められない、またはガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないというのが最終処分場の廃止基準の一つとして規定されています。その他9項目の基準があるんですけれども、これらの基準を全て満たした段階で跡地の利用が可能になると規定されています。しかし、万博が予定されている夢洲では、今年3月28日、万博予定地でガス爆発が起きました。その後もメタンガスを含む有害ガスが発生しています。このような場所で行われようとしている大阪・関西万博をどのようにお考えか、見解を伺います。

2番目に、この関西万博予定地の防災計画では、20メートルを超える巨大屋根のリングが計画されていますが、これが落雷の危険性が高いということで、手すりが避雷針に設定されています。多くの人出が見込まれる中で、手すりに触れたり、リングの下で雨宿りや日よけをするなどした場合に、落雷の事故に遭う危険があります。また、6月28日、夢洲の万博会場隣のコンテナヤードで、刺されると強い痛みが生じ、最悪の場合、死に至るケースもあるヒアリ約550匹を確認しています。このような危険な状態で行われる関西万博についてどのようにお考えか、見解を伺います。

3番目に、学校行政の責任者として、教育長は学校運営にどのような権限と責任を持っているのかを伺います。

4番目に、バスの乗降場から会場入り口まで約1キロを歩いて移動することが見込まれます。また、団体休憩所は2,000人までの利用になっていて、入替えをしてもたくさんの方々が来場者が予定されている中で、利用できないことも予想されるという状態です。熱中症など様々な危険が予想される大阪・関西万博は、修学旅行等の学校行事としてはふさわしくないと考えます。子供の安全を守るため、学校行事として大阪・関西万博に子供を送らないよう指導すべきだと考えますが、見解を伺います。

以上、初めの質問を終わります。

○議長（山本 芳昭君） 執行部の答弁を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 荒金敏江議員の御質問にお答えしますが、2点目の大阪・関西万博につきましては教育長のほうから答弁をいたします。

まず、補聴器の購入補助制度についてということで、3月定例会後の取組状況を伺うという御質問でございます。

8月の29日に生涯学習学級、人生学園でございますが、全体の学習の機会において、認定補聴器技能者の方を講師に、「聞こえと難聴と補聴器について」と題しまして研修会を行う予定としておりましたが、台風のため中止となりました。中止を受けまして、日南病院の言語聴覚士と共同で、聞こえについて学んでもらう学習の機会を町民大学で開催できるよう調整をしておるところでございます。より多くの方に聴講いただきますよ

うに、講義内容はユーチューブでも広く紹介する予定であります。

また、聞こえの理解、補聴器への抵抗感等の解消に向けて、9月から百歳体操の会場におきまして、日南病院の言語聴覚士が監修した聞こえのチェックシートを用いて、聞こえのセルフチェック、そして必要な方への受診の勧奨のほうを行っていきます。また、百歳体操や地域の学習の機会に専門職等が出かけ、説明を行う出前講座等での聞こえの意識啓発のほうに取り組む準備も進めており、情報発信あるいは早期の受診への動きのほうにつなげていきたいというふうに考えます。

次に、聴覚検診を実施し、聞こえの関心を高めることが必要と考えるが、見解はという御質問でございます。

加齢によります聴力の低下は、徐々に出現することから、自分自身では気づきにくく、日常生活のほうに不便を感じても受診につながっていない方が多くおられます。聴覚の検診を現在の住民健診に追加して実施することは、会場の問題とか検査方法等からも正確な数値判定が困難であることから、聴覚検診としては、専門機関であります耳鼻咽喉科の受診を進めていきます。聴覚検診の案内を個人に発送するとき、有効な受診機会について日南病院とも検討を進めていきたいと思っております。

次に、補聴器の購入補助制度を実施すべきと考える。検討すると答弁されたが、検討の結果を問うという御質問の内容でございます。

日南病院や健康福祉センターへの聞こえのセルフチェックシートの配架による受診勧奨でありますとか、今後、ふる里まつりの会場等での広報を予定をしてるところでございます。難聴の原因を明らかにして、改善や治療につなぐとともに、補聴器の購入前の相談から安定した利用継続までを一貫して支援するにはどうあるべきか、現在、情報の状況把握に努めておるところでございます。既に補助制度を実施している市町村にも状況や課題を聞きつつ、次年度に向けて具体的に検討を進めていきたいというふうに考えます。

以上、荒金敏江議員の御質問に対する答弁とさせていただきますけども、2点目の大阪・関西万博につきましては教育長から答弁いたします。

○議長（山本 芳昭君） 青戸教育長。

○教育長（青戸 晶彦君） 荒金敏江議員の御質問にお答えいたします。

2、大阪・関西万博について、①環境省による最終処分場における廃止基準項目に、7、埋立地からガスの発生がほとんど認められない、またはガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないと規定されており、これらの基準を全て満たした段階で跡地の利用が可能になると規定されている。しかし、今年3月28日、万博予定地でガス爆発が起こった。その後もメタンガスを含む有害ガスが発生している。このような場所で行われている大阪・関西万博をどのように考えるか見解を問うとの御質問です。

今年の3月のメタンガスによる爆発事故の概要やその後の対策状況につきましては、各種報道や博覧会協会のホームページの情報などにより状況は承知しております。そし

て万博の準備、運営については、万博特措法に基づき、その主体である博覧会協会が対応することとなっております。博覧会協会は、爆発事故を踏まえ、より一層の安全策を検討し、機械換気方式による強制換気の導入やガス検知器の増設などの追加の安全対策を講じるとともに、ガス濃度の測定結果は来場者に公表される予定であると承知しております。町としましては、当然のことではありますが、万博会場における来場者の安全対策につきましては十分に図られるべきものであり、開幕に向けて万全の体制を取っていただきたいと考えております。

次に、防災計画では、落雷の危険性が高いため、巨大大屋根リングの手すりが避雷針に設定される。多くの人出が見込まれる中で、手すりに触れる、リングの下で雨宿りや日よけをするなど、落雷事故に遭う危険がある。また、6月28日、夢洲に刺されると強い痛みが生じ、最悪の場合、死に至るケースもあるヒアリ約550匹を確認している。このような状況をどのように考えるか見解を問うとの御質問です。

御指摘のように、万博会場における安全管理は全国的な関心事項であり、本町からも多くの方が万博を訪れる可能性があり、安全性に関する対策は非常に重要だと思います。落雷のリスクやヒアリの発生に関して、大阪府及び関係機関は、徹底したリスク管理と防災対策を講じるものと報道もされております。例えば雷対策については、落雷検知器が設置され、落雷の危険性を事前に知ることができ、その上で、パビリオンの室内や屋内への避難誘導を行い、来場者の安全を確保するという大きな方針もあるようです。また、落雷自体については、大屋根リングの周辺には全周にわたって雷を受ける受雷部といったものを設置され、そこから雷の電流を地上に放電する対策も講じられております。

さらに、ヒアリに関しては、専門家の指導の下、駆除作業が迅速に行われ、さらなる拡散防止のための対策を講じているものと承知しており、引き続きしっかりとした対応と国民への周知、広報を期待しております。町としては、大阪・関西万博が安全かつ成功裏に開催されることを願うとともに、鳥取県の出展もありますので、鳥取県と適宜必要な情報も収集してまいりたいと思います。

次に、教育行政の責任者である教育長は、学校運営にどのような権限と責任を持っているのか問うとの御質問です。

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するとともに、具体の事務を執行する教育行政の第一義的な責任者です。また、市町村立学校において、職員の任命権は都道府県教育委員会に属しており、市町村教育委員会は県費負担教職員のサービスを監督することと定められております。一方、学校教育法には、校務をつかさどり、所属職員を監督するという校長の職務が定められ、その学校の最高責任者として位置づけられております。したがって、学校運営を直接担う校長に対して、教育長は、教育委員会規則や方針等を定め、学校運営に関する事項についての承認や指導、職員のサービス監督を行う役割であると御理解いただければと思います。いずれにしましても、その権限と責任は極めて大きいものと認識しております。

次に、④バスの乗降場から会場入り口まで約1キロ歩いて移動することが見込まれる。また、団体休憩所は2,000人までの利用で、利用できないことも予想される。熱中症など様々な危険が予想される大阪・関西万博は、修学旅行等の学校行事としてはふさわしくないと考える。子供の安全を守るため、学校行事として大阪・関西万博に子供を送らないよう指導すべきと考えるが、見解を問うとの御質問です。

現在、中学校では、来年度の修学旅行の見学先の一つとして大阪・関西万博を検討しております。その中で、生徒の徒歩移動距離や休憩所の状況等の条件も含めて検討することとなります。また、今後、生徒や保護者の意見も確認し、12月末までには計画を決定する予定であります。

さきの御質問にあったように、大阪・関西万博については、その開催を危惧する声があることも承知しておりますが、一方で、見学先としての教育的価値も高いものと考えます。安全対策に関しても、開催までには十分な対応が実施されるものと考えます。学校行事は、教育課程の一部として学校が主体的に計画し、実行するもので、まずはそれを尊重したいと考えます。教育委員会としても、適切な行事の実施になるよう、様々な情報提供や必要な指導を実施いたします。また、行事の実施までに安全上の大きな問題が発生した場合には、学校と協議を行うなど、適切に対応してまいりたいと思います。

以上、荒金敏江議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山本 芳昭君） 再質問がありますか。

4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） まず、補聴器の購入補助制度についてですけれども、1番の講演会、8月に予定していた人生学園での講演ですけれども、私もぜひ聞きたいと思ひまして申込みをしていたんですけれども、台風で中止になってしまって本当に残念だと思っています。その後、先ほどの答弁で、日南病院の言語聴覚士などと協力して、町民大学とか、それから百歳体操の場などでもいろいろ研修を実施していただくということで、とてもよいことだと思うので、ぜひそれは続けていただきたいと思ひます。

2番の聴覚検診についてですけれども、先ほどの答弁で、医療機関を受診しての検診ということを進めるというふうな答弁だったと思ひますけれども、これは町が検診という形で補助しながら進めていくという意味なんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 聞こえにくいだとか、様々な自己的な判断というか、そういう思ひがあるようでしたら、どこまでの程度ということを含めて相談をしていただきながら、補聴器を装着するかどうかも含めてですが、やっぱり専門的な見地というところを指導も含めてしていただくことが望ましい姿だというふうに思っておりますので、そういった意味で、今の住民健診の中には、この聴覚検診というところが具体的にはできにくい環境にありますので、とはいいいながら一方では、いろいろな健保といひましようか、健康保険からもする、あるいは私たちからいへば共済組合からというところのドックだと

か様々なところがありますので、そういったところで判断ができるケースもあろうかなというふうに思っておりますが、いずれにしても、最終的な補聴器っていう話になりますと、専門的な診断というところが基軸になるというふうに考えておりますし、そのほうが住民の皆さんにも効果的ではないのかなという判断であります。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 私も3月の質問のときには、住民健診のときに聴覚検診をというふうに言ったんですけれども、やはり全国のことを調べたりすると、医療機関を受診しての検診というのがより効果的というふうに思いますので、そういう方向はいいと思いますけれども、再度確認なんですけれども、それは個人的にそういう聞こえで問題があるかなと思ったらずに受診するように勧めるという意味なのか、それとも町の検診として、医療機関での検診を、町の補助というか、町の制度として進めていくということなのかを確認したいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には、議員おっしゃられた前段の考え方というところで進めていきたいというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 港区では、60歳、65歳、70歳、75歳の人を対象に、医療機関を受診しての検診というのを区の検診として推奨していて、まずそれをその年齢の人には受けてもらうようにして、そこで問診と簡易聴力検査を受ける、その中で難聴が認められた場合は、今度は保険を使った診療として精密検査を行っていくという形を取っているということです。

それから、金沢市の医師会も、これは2000年から2005年のちょっと古い事業についての結果なんですけれども、やはり年齢を決めた形で医療機関で検診を受けてもらうという形を取っています。それをする中で、本人はそれほど聴覚に問題があると思っていない方でも、特に年齢によって生じてくる聴力の衰えについては、徐々に進んでくるので、自分としてそれほど聞こえが悪くなっていると思わない方でも、やはり聴力には問題があるということが発見されたり、あるいは年齢によるものばかりではなくて、慢性の中耳炎など治療が可能な病気が発見されたりということもあるようです。

ですので、私としては、ぜひ本人の思いで受診するように勧めるというだけではなくて、今、がん検診なども医療機関で受けるようにという形を取っておられますので、聴力検診についても、ある年齢を区切った形でいいとは思いますが、その年齢になったら耳鼻科で聴力の検診を受けましょうという、そういう制度をぜひつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 冒頭申し上げましたように、あらゆる機会といたしましょうか、高齢者の皆さんが集まる例えば百歳体操でありますとか町民大学だとか、そういった機

会を捉えながらチェックシートを用いながら取組をする中で、不安になるという考え方になられた皆さん方には当然受診という形に進めていきたいというふうに現時点では考えとりますので、ですから年齢がなったからということではなくて、本人が自覚がしにくいついていうのは分かっておりますので、ですから言語聴覚士の皆さんのそういった御協力もいただきながら、本人の位置的なところをある程度明確にしながら不安を解消するということが大事ななというふうに思っておりますので、議員がおっしゃられるように、住民健診という形では現時点では考えておりません。ただ、先ほど言ったような形で支援もしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） なかなか聞こえが悪くなったかなということで受診するというのは、ハードルが高いという面があるんですね。ですので、先ほども言いましたように、本人としては聴力に異常があるという自覚はなくても、受診というか、検診を医療機関で受けてみると、やはり異常があるという人が3割程度いるというのが港区の医師会の報告です。

それから、年が寄ってきたために聞こえが悪くなってるんじゃないかというふうに一般的には考えがちですがけれども、そうではない、ほかの原因で難聴になっているというのが1割くらいはあるというのが金沢市の検診事業の報告ですし、その中で、治療可能な病気が7%あるということです。ですので、本人の自覚で受診を待つというのではやはり遅いついていうのがあると思うんです。

それから、いろいろ話を聞く中で、ちゃんと受診をしたら、もしかしたら聴覚で手帳がもらえるのかもしれないというぐらい聞こえない方でも、受診をせずに補聴器を買って行ってという形で個人負担で補聴器を買ったつていう、その方が本当に聴覚での身体障害者手帳の対象になるのかどうかは分かりませんが、そういう方もおられたりするんで、やはりある年齢になったら耳鼻科で聴覚検診をするという制度はとても大切なことではないのかなというふうに思いますが、再度御意見を伺いたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 住民健診というところで位置づけましょうという御意見だというふうに思っておりますが、基本的には同じような考え方で、ただ、先ほど申し上げましたように、専門の皆さんの監修の下のチェックシートでありますとか、意識啓発つていうこともやっていきたいというふうに思っておりますので、そういったところで、シートの中で、少し受診したほうがいいですよというところにつなげていきたいというふうに思っておりますので、流れ的には正式な住民健診という形ではないにしても、広く住民の皆さんに御要望のありましたようなやっぱり聞こえに対する考え方、意識というところは啓発はしていきたいというふうに考えます。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） それから、もう一つ、昔ヘルパーをしていたときの事例

ですけれども、本当に聞こえなくてというので耳鼻科に行ってもらったら、耳あかがしっかり詰まってて塞いでいたってという例もありました。とても素人で取れるような耳あかの状態ではなくて、そういう場合も耳鼻科で取ってもらって聞こえるようになったという例もあるんですけれども、そういうことも含めて早期に発見する体制っていうことが大切ではないかと思しますので、ぜひ耳鼻科での住民健診というのをさせていただきたいというふうに思います。

それから、3番目のことですけれども、港区の場合でもですけれども、特に金沢市の場合、検診で難聴があるということで精密検査を受けるわけですけれども、そこで治療で解決できる病気ではないので補聴器を勧めるという場合に、やはり補聴器を勧められても、70%ぐらいの方が補聴器を使うことに消極的だったという結果が出ています。これは2000年から2005年という古い検診の結果なので、また受け止め方は変わってきているのだろうと思いますけれども、その一つの要因は補聴器に対するマイナスイメージだと思います。それは、いろいろいろんな形で聞こえについての研修を進めていくということなので、それはぜひ進めていってほしいと思っています。

それと、もう一つ大きな理由が価格の問題です。やはり補聴器は非常に高いというイメージがあって、補聴器を勧められても、それを使わないっていう方が多いというのが金沢市の実態だという報告があります。港区の場合は、同じように補聴器を勧めるんですけれども、13万幾らだったか、そのくらいの金額ならば補聴器が買えるという値段が上限という形で助成を行っているので、港区の場合は、難聴があるので補聴器を使うようにという勧めがあったときに、ほとんどの方が利用されて、その後のいろんなケアを続ける中で補聴器を使い続けているという報告があります。というので、日南町でもぜひ早期に早く補聴器の購入助成をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 冒頭申し上げましたように、次年度に向けての具体的な検討を進めたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 今年度から倉吉市も補助を始めたということで、県内でも10自治体を実施することになりましたので、来年度から実施を検討されるということで、もうちょっと早くという気持ちはあるんですけれども、ぜひ早く実施してほしいと思います。

東京都の場合は、とても進んでいて、23区のうち1つの区を除いた22区で実施しています。それで、市も10の市、2つの村で実施しているということですので、そういう形で進んでいく中で、今年度から都が補助を実施している自治体に2分の1補助をするということになってきているようですので、一番住民に身近な市町村で補助していくということが、都道府県も動かしていくということになっていくんだと思っています。

また、国のほうに補聴器の購入費助成を求める意見書というの、320の市区町村議会で採択しているということなので、市町村で補聴器助成を進めていくことで国や県も動かしていくということになるので、ぜひそれを実現してほしいと思います。来年度からの補助制度を予定というか、計画しているということですが、その助成の金額についてはどのような額を検討しておられるのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 現時点で明確にしてるわけではありませんが、先ほどおっしゃられた参考的なところは承知しておりますし、県内の市町村でも実施されておりますので、そういったところを勘案ながら検討を進めていきたいというふうに考えます。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 助成金の限度額というのが、全国でたくさんの中で行われているわけですが、大変に幅がありまして、全国の助成限度額で一番多いのは3万円の64自治体ということですし、次が5万円の50自治体ということです。

ただ、補聴器も高いものがあるというわけではないようなので、必ずしも何十万もするものがあるのかどうかは分かりませんが、例えば3万円という額を助成している自治体が多いんですけれども、ありがたいけれども、とってもそれではなかなか購入を思いつけないという声も多いようですので、全国のいろんな自治体でやっている、先ほどの港区の場合は13.7万円が上限ですね。それで、ほとんど自己負担なしで購入できる額ということで、そういう形で支給しているところもありますし、中野区の場合は、片耳で4.5万円で、両耳につけることが必要だという医師の判断があった場合には9万円を上限にするということもあるようですので、ぜひその金額についても、それこそ補聴器の値段も考えた上で検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） もちろん制度設計に当たりましては、補助という形でありますので、その内容、在り方につきましては当然のことだというふうに認識しておりますし、先ほど申し上げましたように、県内でも多くの市町村が動き始めてるというような、具体的には分かりませんが、情動的なところは聞いておりますので、そういったところも含めて制度設計はしていきたいというふうに考えます。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 耳が聞こえにくくなったということで、それまで人生学園など積極的に参加していた人が、なかなか言葉が聞き取れなくなって、言われても隣の人に通訳してもらわないと分からなくなったということも原因で、やっぱり出ることをやめたというふうな話も聞きますので、日南町は国民年金で生活している人も多いわけですから、負担を少なく、早く補聴器の購入することを思いつけるような形の助成をお願いしたいと思います。

次に、大阪・関西万博についてですけれども、先ほども言いましたように、大阪・関西万博をしていくというふうになっている場所は産業廃棄物を埋め立てている土地です。今回爆発があったところは管理型の処分場ということで、有害物質なども含まれたばいじん、汚泥などが埋められているところです。そういう処分場を跡地として利用するためには、2年間ガスが出ない、あるいは出ても低レベルで、それが増えるということがないという、そういう条件をクリアしないと処分場の跡地を利用することはできないというふうになっていますけれども、3月に爆発もありましたし、その後のガスを検知する中でも高い濃度のガスが出ていることが検知されて、そのまま工事を続けたら爆発を起こすということで、工事を中止するという場面も出ているということなので、本当にまだばりばりの処分場ということになると思うので、なぜこういうところで万博をするということを、都道府県知事か保健所を設置している市長がそれを認めるというふうになっているんですけれども、ですので大阪の知事か市長がそれを認めたということでしょうけれども、なぜこういうところでやろうというふうに決めたのかというのが私としては本当に信じられないというふうな思いがあります。

ということなので、私としては、個人的にそれでもどうしても行きたいという方は行かれたらいいとは思いますが、いろんな思いの生徒さんや家族もおられる中で、学校行事として行くというのは私は適切ではないのではないかなというふうに思いますが、改めて教育長の思いを伺いたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 青戸教育長。

○教育長（青戸 晶彦君） ガスについては、メタンガスということで、先ほど荒金議員がおっしゃったように、グリーンワールドでしたっけ、その第1工区というのが先ほど言われたようにメタンガスがよく出る、腐敗をして、それからメタンガスが出ているというふうな場所だというふうにどうも言われているような場所のようであります。ですが、今、この万博の協会ですね、ここが発表している中では、いろいろと対策を講じているということで、ガス抜き管をたくさん設けたり、あるいは、工事でこの間爆発したわけですけれども、その工事の方法であるとか、あるいはガスがたまらないような方法であるとか、そういったことを対策を取っておられるということで、一つは一步前進かなというふうなことは思います。

ですが、修学旅行に限れば、やはり子供の安心・安全、これが一番だというふうに私も思います。その点で、博覧会協会であるとか、あるいはいろいろな場、団体との折衝、あるいはどういうふうな形で行われているのか、あるいは安全・安心が本当に保たれているのかというところをやはり検証しながら進めていきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） ガスについて、ガス抜きの形を取る、改めてその対策を取るというふうに言われてはいるんですけれども、もともと第1区の処分場の場合にか

なり狭い間隔でガス抜きを管を入れなくちゃいけないことになってまして、それで、そのガスを抜く管が83本、今でも立ってるんですよ。そこからガスが出されている。それが必ずしも、そのガス抜きの管だけに入ればいいんですけども、それが入り切らないで、ほかの第2工区とか、そちらのほうに、地下水に混じって行って、そちらのほうでもガスが検出されてるといふような状態があります。今でも1日2トンのガス、25メートルプールで9つ分のガスになるんだそうですけれど、それが毎日出ている状態です。という中で、一応強制的に換気をしていくとか、ガスの検知した数字を発表していくとかいふふうに言ってるんですけども、そのガスの量というのは刻々変わっていくものだと思いますので、朝測っても、それが一日中その濃度でいくとも限らないということもあるようですし、実際に爆発があった東トイレ棟では1,350回測った中で619回もガスが検出されているといふような状態だということですので、また、メタンガスだけでなく、CO<sub>2</sub>と硫化水素、アンモニア、一酸化炭素など、ほかのガスも出ているという状態なので、対策を取るとは言われるんですけども、それが本当にそれで安全になるのかどうかというのには信じられないというか、そういうふうな思いがあるんですけども、改めて見解を伺いたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 青戸教育長。

○教育長（青戸 晶彦君） 私、先ほども申したとおりでして、やはり子供の安心・安全、それが一番だといふふうに思います。先ほどおっしゃったようなことというのは情報として学校側にも伝えておりますし、あるいは万博協会が出してる情報等々も見る事ができますので、そういったところというのは学校側が判断をし、もちろん教育委員会も相談に乗りながら実施していくといふようなことのでいきたいといふふうには思っております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 確かに教育委員会は強制的にといふか、命令をしたりする立場、そういう形で学校教育に関与していくのは、それはおかしいことだと思っておりますので、一緒にいろいろ調べたり、相談に乗っていくということは大切なことだと思っております。ただ、先ほど教育長も言われたように、教育行政の第1の責任者としての大きな責任もあると思っておりますので、しっかりその辺の情報はつかんで、相談していただきたいと思います。

御存じのように、この大阪・関西万博はチケットが売れないとかということも報道されていまして、大阪府が4歳から18歳の子供を無料で招待するといふような対策も取っています。それに対して大阪の教職員組合から、子供の命、安全が第一だということで、この無料招待を中止するようという要請をしています。この中で、以前あったスキーの合宿に行ったときに雪崩の事故に遭って生徒さんが何人も亡くなったという事故がありましたけれども、そのときに引率していた教員3人が業務上過失致死傷の罪に問われたということもあるので、そういう意味でも教職員としては大変に不安ということ

で、この無料招待で、この招待を受けるかどうかということについてのアンケートを大阪では行われているようですけれども、それは、無料招待で遠足なりなんなりで行くか、それとも検討中かという2つの答えしか用意してなくて、行かないという項目はない、そういうアンケートをしているということで、これに行かないようだったらあとは知らんぞという脅しというか、そういうふうなアンケートではないかという批判もあっているということです。

この教職員組合が無料招待の中止を要請したということが関西のほうではかなり大きく報道されていまして、NHKの関西局のほうですけれども、6月5日に17時40分からということ報道されていますけれども、その内容を見ても、ただ単に教職員組合が中止の要請をしたというだけではなくて、こんな危険があるんだということも含めた報道をしているということがインターネットで調べると出てきます。また、朝日新聞や産経ニュースでもこの報道がされていて、かなり大阪、関西のほうではこの万博の危険性というのが強く言われてるようです。こちらのほうでは割とその危険性についての報道が少ないので、まさかっていう感じもするわけですが、実際にはそういうことになっているので、関西のほうでは大変に困っているというか、学校の関係者でも、子供をそんなところには行かせたくないんだけど、かなり上からの、大阪府ですかね、協会のほうかもしれませんが、そちらからの強い要請があって困っているというふうな情報もあります。

鳥取県の県議が鳥取県の中でどのくらいの学校で、学校行事として大阪万博に行くということについてどういうふうに考えているのかというアンケートを取られたんですけども、日南町のように検討中という答えが多いですけれども、行かない、危ないところには行かせないというふうに回答している町もあります。

ということなので、もし本当に何か大きな事故があったときには、教育行政の第1責任者としての教育長の責任というのでも問われてくると思いますし、もちろん教職員にも大きな負担がかかってくるわけなので、その辺を十分に考えて、学校に対して指導していただきたいと思いますが、改めて教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 青戸教育長。

○教育長（青戸 晶彦君） 先ほどのことで繰り返す形にはなりますが、修学旅行というのは学校行事でありますので、これは、先ほど荒金議員もおっしゃったように、校長が決定して、教育委員会のほうに報告するということにはなっております。その間には、こういう問題ですので、先ほど言ったように安心・安全が一番だというふうにも思いますので、そこはやはり学校側とよくよく相談しながら決めさせていただきたいというふうなことも思っております。また、生徒たち、あるいはその保護者、そういった人たちの意見も聞いていかなきゃいけないんじゃないかなというふうなことは校長とも話しておるところです。

12月までにはいろいろな情報も探りながら、県にも相談しながら、行くか行かない

かといったところ、そういう行くか行かないか部分や、中身的にどういうふうな形にするかっていうことというのはこれから学校側とまた相談もしながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 私も万博ということを考えると、それも大阪でできて、修学旅行では中学校の場合は大阪方面に行くということが通例になっているので、そういう意味では、子供たちに万博というのを見せてやりたい、そういうところに行かせてやりたいっていう、そういう気持ちは分かります。ただ、もっと安全な場所であるんだっただけでぜひ行かせたいとは思いますが、こういう状況をいろいろ調べてみると、学校行事として行かせるのはやっぱり無理ではないかというふうに思っていますので、ぜひその辺も考慮した対応をしていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（山本 芳昭君） 以上で荒金敏江議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時からといたします。

午前11時35分休憩

午後 1時00分再開

○議長（山本 芳昭君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

## 日程第2 議案第68号

○議長（山本 芳昭君） タブレット2ページから。

日程第2、議案第68号、日南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第68号、日南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正でございます。日南町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、行政手続におけます特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正によりまして、同法で情報連携ができる事務を定めている別表第2のほうを削除して、新たに用語が定義されることに伴いまして、条例内の法の別表第2の引用の箇所の修正を行うものでございます。

具体的に申し上げますと、現在、別表の第1と別表の第2があります。別表の第1というのが取扱事務という区分でありまして、別表第2のほうの情報連携事務というふうに位置づけております。その別表第2の情報連携というところの事務が基本的には別表第1のほうに加わるというイメージで捉えていただければというふうに思います。現在、別表第2のほうで情報連携事務というふうに決めてあります事務のほうが3点ありまして、いわゆる特別医療費の助成条例に伴います医療費助成に関する事務、2つ目が、予防接種法に伴います予防接種に関する事務、3つ目が、社会福祉法人等によります介護保険サービスの利用者負担額の軽減に関する事務というのが、3つの事務が制定してありますけれども、この事務の内容を現在の別表第1のほうに定めております個人番号を利用できる事務のほうに加えるということでありまして、現行の別表第1に定めてありますのが、療育手帳に関する事務でありますとか、健康増進法に伴います健診に関する事務というのが明記してあります。別表第2にありました3つの事務を別表第1のほうに入れるという内容であります。これによりまして、別表第2のほうを削除して、別表の第1は法別表という名称に変えるという内容であります。具体的には事務の内容の増減があるというわけではないですけれども、そういった規定の見直しをさせていただく改正内容であります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 今、法律改正について町長から説明がありました。まず確認したいんですけども、この条例改正の基になっている法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、令和5年法律第48号ですが、この施行日を教えてもらえるでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 施行日は令和6年5月27日でございます。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） そうですね。ですので、約2か月余り、3か月か、6、7、8ですから3か月余り前の施行日ということになるわけです。先ほど町長、説明してくださいましたが、結構影響大の3つの重要な情報連携事務のその別表がなくなってしまうというような、場合によっては宙ぶらりんになってしまうような割と大きな改正だと思っておりますけれども、これ、3か月間、特に支障はなかったんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） まず、経過でございますが、本法令改正につきましては、数年前に法は成立していた内容でございます。ただ、この法施行までの間、あるいは本日御提案させていただくまでの間、西部の町村の法令担当者会等でも確認もしてきた経過もございますが、結果、時間を要したというところで、他の町村も9月定例会で提案される、上程されるところも多々ございますが、本町においてもこのタイミングで上程

させていただくこととなったところでございます。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 今の質問は、別に時間がかかったことを責めてるわけではなくて、この法律が施行される前についてもそうなんですけれども、結局、法律を変えなくても、今まで事務は何の滞りもなくやれてたんじゃないですかという、そういうことを言いたいんですけれども、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 御指摘の点は議員お見込みのとおりでございますけども、ただ、先ほど説明がありましたとおり、国の法律において主務省令へ移行されたということを抑えまして、本町においても文言も差異が生じてまいります。また、削除等も、条ずれ、項ずれといったようなこともありますので、このたび整理させていただきたいということで、御理解いただきたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 整理したいという趣旨は分からなくはないんですけれども、ただ、要は、たとえこれ法律が変わって条例を変えなかったとしても、起こることというのは単にマイナンバーによる連携が先ほど町長がおっしゃった3つの事務についてできないというだけで、だからといって別に今までそれはマイナンバーなしでやってたわけですから、事務には何の差し障りもないのではないかというふうに思いますけれども、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 現時点においてはそのように御理解いただいて結構ですが、また今後、デジタル化の推進等で、ちょっとそれますが、本条例に定めております事務以外においても多様な利活用も含まれてくるというのは想定できることでございますので、このたび整理をさせていただきたいというもので、御理解賜りたく思います。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） すみません。私の冒頭の説明の中で1点ほど欠けていた部分がありますので、改めて説明をさせていただければというふうに思います。

いわゆる施行期日のほうですけれども、公布の日からということでもありますので、追加の説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第68号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号の本日の審議は、質疑までにとどめることに決定しました。

### 日程第3 議案第69号

○議長（山本 芳昭君） タブレット4ページから。

日程第3、議案第69号、日南町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第69号、日南町国民健康保険条例の一部改正について。日南町国民健康保険条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、先ほどもありましたけど、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の公布に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

大きく2点で内容的にはありますが、1点は、項ずれの対応ということ、2つ目が、過料を科すことのできる場合のうち、国民健康保険法第9条第3項もしくは第4項に規定しております被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合という文言を削るという内容でございます。理由としましては、保険証の発行がなくなるためでございます。

施行期日は、令和6年12月2日でございます。よろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） まず確認ですが、この提案された議案の附則の第2条の下から3行目、最後のほうですけど、なお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行日以降にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるということが書いてあります。これ、言いたいことは、つまり12月2日を過ぎても実際には保険証を持ってられる方もおられます。その場合、何か返還を求められて、これに応じないというようなことがあった場合には、条例では削除するけれども、12月2日以降も従前の例に従ってやっぱり罰則は適用されるという、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 島山住民課長。

○住民課長（島山 亮子君） 失礼します。おっしゃるとおりです。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 分かりました。だから保険証を持ってるとしては実際には変わらないんだけど、12月2日からは保険証の発行はしないということで、文言を削除するという改正だと思います。

関連で確認したいんですけども、12月2日以降、保険証が発行されなくなりますけれども、マイナンバーカードがなくとも保険を使った受診には支障がないものと思いますが、その点、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 島山住民課長。

○住民課長（島山 亮子君） 12月2日以降、保険証が発行されなくなりますが、日南町のホームページにも、今、掲載をさせていただいております。健康保険証の廃止後、マイナ保険証を保有していない方には資格確認書を申請なくとも交付いたしますので、その辺りは御心配なさらずとも大丈夫です。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） それから、最後に、これも何度も確認していますが、現在マイナ保険証と連携している方の率、そしてあと実際にマイナ保険証を病院で使われてる方の率というのを聞いておきたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 島山住民課長。

○住民課長（島山 亮子君） 日南町全体で8月1日時点で3,160枚、マイナンバーカードを交付しております。3,927人の町民の人口に対し、率としては80.5%です。住民課のほうで押さえております登録率、利用率につきましては、国民健康保険、後期高齢者の被保険者の人数になります。国民健康保険につきましては、7月末時点で国民健康保険加入者868人のうち629人が登録をされております。うち利用人数は306人で、19%の利用となります。このうち65歳以上の利用率は30%から38%の利用率を超えているものとなります。後期高齢につきましては、1,316人中の898人が現在マイナンバーを6月末時点で登録をされています。マイナ保険証の利用率は9.4%、登録率は68%となります。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 今、国保と後期高齢者医療については説明していただきましたけども、ほかのものについては把握はされていないのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 島山住民課長。

○住民課長（島山 亮子君） 社会保険の方については把握ができていないところです。

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第69号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号の本日の審議は、質疑までにとどめることに決定しました。

---

#### 日程第4 議案第70号 から 日程第8 議案第74号

○議長（山本 芳昭君） タブレット5ページから。

日程第4、議案第70号、令和6年度日南町一般会計補正予算（第4号）、日程第5、議案第71号、令和6年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第6、議案第72号、令和6年度日南町介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第7、議

案第73号、令和6年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）、日程第8、議案第74号、令和6年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第2号）、以上令和6年度補正予算関係5議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第70号、令和6年度日南町一般会計補正予算（第4号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,488万9,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億3,835万4,000円とする内容でございます。

今回の補正の主な内容でございますけれども、今年度4月1日付の人事異動に伴います人件費の精査によるもののほか、台湾の台中市におけます日野郡3町のトップセールスに係る経費でありますとか、インフルエンザ予防接種及び新型コロナワクチン接種の委託料単価や対象者の人数の見直しによります経費等を計上するものでございます。また、その他の事業としまして、空き家バンクの登録物件の増加によります補助金の増額でありますとか町有林の事業の経費など、必要な町の補助事業等の拡充等について御提案させていただくものでございます。

主な補正としまして、まず、歳入のほうでございますが、国庫支出金で1,403万3,000円ということでありまして。内容的には、1つ目が、生活困窮者向けの給付事業に伴いますシステム改修の負担金が75万円、2つ目が、新型コロナウイルス予防接種によって健康被害給付事業費負担ということで20万2,000円、3つ目が、個人番号制度システム補助金で21万8,000円、4つ目が、障害者総合支援事業費補助金33万円、最後になりますが、新型コロナウイルスのワクチン接種体制確保事業費国庫補助金ということで1,253万3,000円を計上しております。

続いて、県支出金ですけれども、528万円、2項目ありますが、社会保険の加入促進対策事業費補助金として50万円、2つ目が、森林環境税の保全整備事業費補助金として478万円であります。

続いて、財産収入ですが、162万円ちょうどです。町有林の間伐におけます売払いの収入を見込んでおります。

繰入金ですが、6,395万6,000円でございます。財政調整基金からの繰入金であります。歳出との差額ということの内容でございます。

続きまして、歳出でございます。

最初に、総務費の一般管理事務ですが、2,449万8,000円ということで、人事異動に伴う精査、あるいは時間外の実績に基づくもの、あるいは先ほど申し上げました台湾の訪問に係る経費の増額というものの内容でございます。次に、青年結婚・UIターン促進事業ということで、740万円でございます。空き家バンクの登録物件の増加によります補助金の増額という内容でございます。次に、税務総務一般管理事務で1,32

3万3,000円、人事異動に伴います人件費の精査によります増額を見込んでおります。

続きまして、民生費です。民生一般管理事務ということで、福祉保健課分ですが、489万2,000円。続きまして、認定こども園の管理運営事務ということで、マイナスですが、1,001万8,000円ということであります。2つの内容につきましては、人事異動に伴います人件費の精査によります増額及び減額でございます。続きまして、生活保護の総務費でございますが、251万9,000円ということで、生活困窮者向けの給付金事業に係りますシステム改修費用などの増額の内容でございます。

続きまして、衛生費ですが、予防衛生一般事業ということで、1,483万6,000円でございます。インフルエンザの予防接種及び新型コロナワクチン接種の委託料の単価あるいは対象者の人数の見直しによるものでございます。また、予診票について、鳥取県西部地域で共通の様式化を図るため、システム改修を行うものでございます。続きまして、環境保全対策事業ということで、600万円ちょうどでございます。老朽の危険家屋等の解体撤去補助金ということであります。相談件数の増加に伴います補助金のほうの増額をお願いするものでございます。続きまして、塵芥処理事業であります。マイナスではありますが、520万円ちょうどです。人事異動に伴います人件費精査によります減額でございます。

続きまして、農林水産業費の中の町造林事業でございます。640万でございます。労務単価の増額あるいは事業精査によります分収造林の地主配当金の増加によります増額の内容でございます。

続きまして、教育費の中の教育委員会事務局一般管理事務でございますが、916万6,000円ということで、人事異動によります人件費の精査によります増額でございます。

以上、一般会計のほうを終わります。

続きまして、議案第71号、令和6年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ201万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,143万円とする内容でございます。

補正の内容でございますが、最初に、歳入の繰入金でございます。201万7,000円ということで、一般会計からの繰入金の増額が174万2,000円、そして国保財政調整基金の繰入金の増額ということで27万5,000円を見込んでおる内容でございます。

歳出ですが、国保事業の一般管理事務ということで、同額の201万7,000円という内容でございます。具体的には、人事異動に伴います人件費の増額が174万2,000円、そして需用費のほうで資格確認書の用紙代等でございます。27万5,000円を見込ませていただいているところでございます。

続きまして、議案第72号、令和6年度日南町介護保険特別会計補正予算（第1号）

でございます。介護保険特別会計の補正予算につきまして、歳入歳出ともに総額を変更しないというものでございまして、予算の組替えのみでございます。

ということで、具体的には、内容でございますが、歳出のほうで、一般管理事務の増額で883万9,000円でございます。それと、介護予防ケアマネジメント事業のほうでマイナスで189万円、3つ目ですが、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業でマイナスが650万7,000円、在宅医療・介護連携推進事業で、マイナスですが、116万7,000円、5つ目の項目ですが、認知症地域支援・ケア向上事業で72万5,000円を上げております。いずれも人事異動に伴います人件費の精査によります増額あるいは減額でございます。

続きまして、議案第73号、令和6年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）でございます。事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ630万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,245万4,000円とする内容でございます。

主な内容でございますが、最初に、歳入ですが、繰入金ということでマイナスの630万2,000円です。あわせて、歳出のほうですが、居宅介護支援事業としてマイナスの630万2,000円です。内容的には人事異動に伴います精査によります減額であります。この金額に応じて歳入の繰入金のほうも一般会計からの繰入金のほうを同額を減額するという内容でございます。

続きまして、議案第74号、令和6年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第2号）でございます。その中で、予算の第3条に定めております収益的支出の予定額のほうを補正をお願いする内容でございます。

具体的には、簡易水道事業費用の中の配水及び給水費であります。その修繕費のほうの補正でございます。漏水調査実施によります緊急修繕費用の増額を、100万円ちょうどですが、お願いする内容でございます。

以上、補正予算関係の説明を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより各案に対する質疑を許します。

まず、議案第70号、令和6年度日南町一般会計補正予算（第4号）から質疑を行います。

タブレット62ページからの補正予算説明附属資料に沿って、各課ごとに質疑を許します。

初めに、63ページ上段、議会事務局について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、63ページ下段から64ページ上段、総務課について質疑を許します。

7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） 総務課の下段のほうですが、時間外勤務手当810万と

いうことになっております。ここには当初予算は450万であったということで、7月で相当減ってきたということで増額されるわけですけども、前年は、選挙があったり、いろいろあったかも分かりませんが、今回450万に対して1.8倍になるわけですが、皆さん方、負担というんですか、働いておられますから当然そうなんですけども、増額率がちょっと大きいので、要因は何でしょうかと。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） お尋ねの増因でございます。本年度に入りまして、特に中心地域整備のプロジェクトが始動したというようなこと、それから、国が進めます標準化システムへの対応、また、最近の傾向としまして、いろいろと相談手続であるとか、業務に係る相談事務も増えてきたという傾向はございます。ただ、数年前に導入しました就業管理システムの導入に伴いまして、職員の勤怠管理、これまで十分とは言えなかったところなんですけど、そういった部分もはっきりと明確になってきたところも正直でございます。そういったところから、しっかりと時間外という形で表れてきたと、内部の改善も図られたという傾向から、時間外に表れてきた傾向でございます。議員御指摘のように、去年は約450万という実績でございましたけども、本年度は、このたび810万円を増額させていただき、1,200万余りの見込みとなる予定でございます。

○議長（山本 芳昭君） 7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） 働いておられた場合に当然報酬を出すのは当たり前でございますけども、健康という衛生面から考えて、これ、民間でいくと三六協定、労働基準法第36条の協定を結ぶわけですけども、公務員についてはそういったことが適用外だということですが、マックスの残業時間ですね、少ないのはいいんですけども、マックスの場合、要するに体の心配するわけです。例えば今現在、当然衛生委員会等で残業を把握されてると思いますので、参考に、名前とか課とかは要りませんので、月何時間がマックスで今推移してるのか、そこだけお聞きいたします。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 職員個々によりまして、その差異はございます。今御指摘いただきましたように、労働基準法上の上限というのは超えていないことは確認もしておりますが、4月の人事異動の際には非常に、それに近いとは申し上げませんが、かなりの時間外労働をしていた職員もございます。そういったところはやはり管理職中心になって、時間の管理というのはこれからも一層強化してまいりたいと思っておりますが、平均にしまして、7月は1人当たり6.1時間というような分析をしております。参考に、近隣の他町のところも同様ぐらいでは伺っておりますが、大きいところでは30時間を超えるようなところもございました。そういったところについては、改めて平準化でしたり、声かけというのも強化してまいりたいと考えてございます。

○議長（山本 芳昭君） 9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） 64ページの上段の町有財産整備管理ですが、厳冬期を

迎えて施設の修繕が必要になるということですが、これはどの施設であるのか、また、それが複数件あるのか、その点の説明をお願いしたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） このたび上げさせていただきましたものにつきましては、特定の緊急修繕を要する目的で上げさせていただいたわけではございません、いつ何ときどういった修繕が必要となるやも分かりません。そういったときに備えるために上げさせていただいたものでございます。

ちなみに、本年度も至る施設でのエアコンでありますとかポンプ、様々な修繕が生じてございます。本年度では、補正予算後におきましては約800万円近くの金額となるわけでございますけども、近年の修繕、昨年度あたりは約430万と少なかったわけでございますが、それ以前ですと約800万円ぐらいで推移をしております。年によって差異はございますけども、今後の備えとさせていただきたく、お願いする内容でございます。

○議長（山本 芳昭君） 次に、64ページ下段から65ページ上段、地域づくり推進課について質疑を許します。

6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） タウンスネット管理運営事務でございます。光サービスの関係で通信機器の不具合が多発しているということでございますが、その不具合の内容と、その不具合によってケーブルテレビサービス並びにネットサービス、そのようなサービスへの影響はどのような状況なのかということを伺います。

○議長（山本 芳昭君） 浅田地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（浅田 雅史君） このたび補正予算計上させていただきましたのは、レイヤー2スイッチ、いわゆるL2スイッチという機器でございます。これは町内に6基、各地域等に配置しております機械なんですけども、これが実際には止まったというわけではございませんけれども、過剰な電気が流れたといいますか、機器が自動的にその際リセットするわけなんですけども、そのリセットがかかってくるということが頻発といいますか、起こってきておりますので、既に令和元年に設置した古いものになりますので、もうかなりの年数経過しておりますので、このたびそれに対する機器の調査といいますか、運用に対しての原因を調査を委託して、その原因を調べていきたいというふうに思っております。実際これが止まってしまうと、テレビが見れなくなる、インターネットが使えなくなるというような事案が発生します。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 不具合が発生しとったんですね。ということは、今、お答えもなかったんですけど、ケーブルテレビとかネットのサービスが影響があったと、要は途中でテレビが映らなくなったり、ネットが切れたりというような事案が発生しとったということでしょうか。明確にお答えください。

- 議長（山本 芳昭君） 浅田地域づくり推進課長。
- 地域づくり推進課長（浅田 雅史君） 6基の全てではありませんけれども、CPUの高負荷を検知して自動的にリセットが機械がかかったりしたということで、瞬間的には途絶えたことがありますけれども、メンテナンスを計画的にやりながら、リセットはこちらでもかけながらということで、実際には通信を止めずに調整をしてきたということでございます。
- 議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。
- 議員（6番 岩崎 昭男君） 説明の中で、もう既に何が悪いかということが判明してるんですね。何でまたそこで調査という費用が発生するのか、それを教えてください。
- 議長（山本 芳昭君） 浅田地域づくり推進課長。
- 地域づくり推進課長（浅田 雅史君） 症状は判明いたしました。先ほど言いましたように、高負荷がかかったという症状がログ等を確認しまして出てきたということで、それは分かったんですけども、それがなぜそのような症状が出たかというのが実際には判明しておりませんので、その部分をこのたび調査させていただきたいというものでございます。
- 議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。
- 議員（6番 岩崎 昭男君） それはハードウェアの問題ではなくて、ソフトウェアの問題ということでしょうか。
- 議長（山本 芳昭君） 浅田地域づくり推進課長。
- 地域づくり推進課長（浅田 雅史君） ソフトウェアでなくて、このたびの事案の発生はハードウェアのほうだというふうに想像しておりますので、その部分を今回確認させていただきたいというものでございます。
- 議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。
- 議員（6番 岩崎 昭男君） ハードウェアであれば、もうその機械を更新しなければならぬんじゃないですか。何でその前に1段階要するのか。二百何万ですかね。224万円。それを詳しく説明してください。理解できません。
- 議長（山本 芳昭君） 浅田地域づくり推進課長。
- 地域づくり推進課長（浅田 雅史君） 高負荷がかかるとということは分かったということは御説明させていただきましたけれども、そのスイッチの制御しているソフトウェアのもしかしたら不具合かもしれませんので、その辺りのことを調査をさせていただき、こちらもちょうと専門家ではございませんので、なかなかちょっと説明ができませんけれども、それがハードなのかソフトなのかちょっと分かりませんが、その辺りを今回調査をさせていただきたいということでございます。
- 議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。
- 議員（6番 岩崎 昭男君） そういう機械は基本的にハードウェアとソフトウェアがありまして、ソフトウェアの不具合というののもあったりもします。非常に確かにおっし

ゃいますとおり、何が原因かという解明には時間がかかったりとか、あるいはその改善のためにはメーカーがソフトウェアのアップデートとかいうようなことをしなければならぬということはあるかと思えます。ただし、当初予算でケーブル施設管理委託料、これをお支払いになっています。本来そういうところでこの作業というのは行われるものだとは思うんですけども、その辺の考え方について伺います。

○議長（山本 芳昭君） 浅田地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（浅田 雅史君） 先ほど説明しましたように、かなり年数がいっとなりますので、先ほど議員おっしゃられるように、既に更新時期が来るとるんじゃないかという、それも含めて、今、検討はしておりますけれども、全てこれL2スイッチというものを交換しますと、今、見積りでは2,000万ぐらいかかるような状況になっております。ですので、できれば年次的に交換していきたいという思いもありまして、このたびそういった高負荷がかかるところの部分から調査をしまして、できれば今後はそういうふうな更新を年次的にやっていきたいというような思いでございます。

○議長（山本 芳昭君） 浅田課長、岩崎議員の質問は、ケーブル施設管理委託料を支払っているのです、その費用を使って調査すればいいのではないのでしょうかという質問です。浅田地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（浅田 雅史君） メンテナンスの範囲を超えて、これはソフトウェアのことに、先ほど言いましたソフトウェアのスイッチ、制御しとるソフトウェアということになれば、その保守管理の域を超えておりますので、その辺につきましては、また再度、別途これは調査する必要があるというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 結局この手のものというのは非常に判別が難しいというのは理解できます。だからこそ高額な管理委託料というのを年度当初契約をしております。やはりこのところはこうやって、恐らくですけど、想定で申し訳ないんですけども、ちょっと作業費が要るけん、もっとくださいっていうような話じゃないかと思えます。

ちなみに、このケーブルテレビの施設管理委託料、当初契約しておる会社とこのたびこの調査委託料を契約するであろう、想定されるであろう会社というのは同じなのか、別なのか。どうですか。

○議長（山本 芳昭君） 浅田地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（浅田 雅史君） 委託では中海のほうに委託しまして、中海のほうで監視はしてもらっております。ただ、内部のソフトウェアのところまでは別途メーカーのほうにやはり調査をしていただかないといけませんので、今、その機器を入れております、Ciscoという会社ですけど、そちらのほうに委託して調査をしようと思っております。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） Ciscoと契約をする。それはすばらしいことだと思います。そうやって立派なL2スイッチの製造メーカーと直接契約、自治体が。これまでそういうのって聞いたことがありませんけども、本当ですか。確認します。

○議長（山本 芳昭君） 浅田地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（浅田 雅史君） 今、説明が足りませんでした。実際には中海を経由してCiscoに、ですので、これが先ほど言われたように、実際には管理を委託しているのは中海ですけれども。

○議長（山本 芳昭君） それは、課長、いけませんわ。

6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 要は、その辺はやはり同じ中海であるので、交渉事なので、この出てきた補正がしっかり交渉した後の金額であればいいんですけども、やはりそこら辺の、今、長年にわたって随契でやっとなるわけですよ、契約を。保守委託管理を。そこら辺りはもうちょっと中海テレビさんのほうにお願いして、頼むわいやじゃないんですけども、やはりそれくらいの頑張りを見せてください。予算として上げられるんですけども、やはりその金額的なものとか、そういうのは幾らでも交渉の余地が私はあると思います。どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 浅田地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（浅田 雅史君） 議員言われるように、中海とは、これはやり取りをかなりしておりますけれども、それが先ほど議員おっしゃられたように内部のソフトウェアのところの部分に踏み込んでいくことになると、やはりそこは中海のほうもメーカーのほうにお願いしてその調査をしなきゃならないということもありまして、その辺は別途な料金になるということで、交渉した上でのこれは結果ということで御理解いただけたらと思います。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 一般的に原因がメーカーのソフトウェアにあったとなると、そういうものはメーカーがソフトウェアをアップデートするわけですよ。それをじゃあ全ユーザーに金払ってくださいね、そんなことはやりません。要は、中海とCiscoとの間、Ciscoじゃなくて、またそれは日本の中に大手企業が間に入ってやり取りをするわけなんですけども、その中海と中間に入った事業者とのやり取りの手間だと私は思います。だからこそ、中海と日南町との間の契約だから、それくらいのところはもうちょっとしっかりと値引き交渉なり、内容について精査して予算というのを上げるべきじゃないのかなということです。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） うちのほうも基本的には契約する相手方は保守の相手方でありますので、そういったところの内容も再度確認しながら、執行に当たっては努めていきたいというふうに思ってますし、軽減的なところも、内容も含めてですけど、そういっ

たところに努めていきたいというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） ページはこの前のページになります。64ページの下段ですけれども、空き家バンク登録物件に係る特に改修事業費補助金のほうですね。これは当初よりも要望が多かったということで、大変いい補助事業ですので、これは喜ばしいことだと思います。

それで、まず、補正後9件分というふうになってますが、これはどういう状況なんでしょうか。要望を全部かなえたのが9件なのか、それとも今後の要望も見込んで9件なのか、その辺りのことはどうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 浅田地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（浅田 雅史君） 今、現予算は5件分をいただいております、既に5件分の交付決定はさせていただいております、取得が3件、改修が2件という今状況なんですけれども、それに追加しまして、あと3件の今改修要望、希望の相談が来ております。それに対しての対応と、それから予備枠1件を追加しまして、トータル9件分の予算になるように補正をさせていただいております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） まだ年度の半ばなわけですけれども、残りが1件ですか。それで大丈夫なんでしょうか。ちょっと心配になりますけれども、大体例年の傾向としては年度の半ばで、何ですか、済むという、そういう経験なんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 浅田地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（浅田 雅史君） ちなみに、昨年がちょっと少な過ぎたのかもしれませんが、昨年は改修に2件だけだったので、今年も当初予算では5件という計上をさせていただいておりますけれども、残り1件の予備枠しか持っていませんけれども、また追加でいろんな相談等もありましたら、次回の議会等でまた計上させていただいて対応できたらというふうには考えております。

○議長（山本 芳昭君） 8番、櫃田洋一議員。

○議員（8番 櫃田 洋一君） 65ページの先ほどのタウンズネット管理運営事務ですけども、先ほどの説明で、5年が経過してこういう状況、不具合が発生したりするような状況で、光サービスはライフラインと同じように生活する上で重要なことなんですけれども、5年で今こんな状況。例えば不具合が発生したり、ソフトも含めて。これから先、何年間も毎年こういうお金を払っていかれるのか。だから先ほど同僚議員が言われたように、委託契約のお金があるので、それでやはりそこは何とか見てもらうのが普通だと私も考えますけども、交渉されてて駄目ということ、これはもう少し根本から考える必要があるんじゃないでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 浅田地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（浅田 雅史君） この委託料につきましては、やはりかなり高額

な委託料になっておりまして、ですので、これまでも実際には管理の委託は契約をしておりませんでした。ですので、本来であればやはり、これ、機器の耐用年数は一応7年ということになっておりますので、それまではできればこれを使わせてもらって、年次的に今後はもう5年なり、今、5年ぐらいでもう高負荷のエラーといいますか、出ておりますので、もう年を区切って更新して、この委託料をやめていくとか、どちらを選択するかなんですけど、ずっとこの委託料を払っても、更新するぐらいの委託契約費用がかかってきますので、やはり年次的に、計画的に更新していくほうがもしかしたらいいのかなというふうには担当課では考えております。

○議長（山本 芳昭君） 8番、櫃田洋一議員。

○議員（8番 櫃田 洋一君） 最初の光サービスの運営というか、サービス会社、中海テレビなんですけども、そこの契約がどういう状況かっていうのがあるんですけども、やはりこれだけ日南町内でほとんどあれですよ、恐らくインターネットは独占ですよ。他社もあるかもしれませんが、若干は。シェアとしてはかなりのシェアがあるので、やはり中海テレビももう少し何とかされるべきじゃないかと思いますが、課長、いかが思いますか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） ちょっと全体的なところを整理しないといけないというふうに思いますけれども、先ほど耐用年数が7年で、現在が5年を経過したってところの状況下になりますと、基本的には7年もっていただくことが私どもとしても基軸になるのかなというふうに思っています。総合的なやっぱり保守契約の中で、こういった取扱いについての議論は私のほうでもさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、機械でもありますので、どういんでしょうか、機器においても不具合の、いいところと悪いというところもあろうかなというふうには、現実問題あるというふうな認識を持っておりますけれども、とはいいいながら、一般的な耐用年数がありますので、そういったところは基軸にしながら検討を進めていきたいというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君） 次に、65ページ下段から66ページ、住民課について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、67ページから68ページ上段、環境エネルギー課について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、68ページ下段から70ページ上段、福祉保健課について質疑を許します。

6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 予防接種一般事業で、委託料でまとめて上げてあるんですが、予防接種とシステム改修と予防接種の通知作成ということで、これ、それぞれの

金額を教えてください。

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） 委託料の内訳ですけれども、すみません、それぞれになります。インフルの委託料の見込みとして499万8,100円、コロナのワクチン接種の委託料といたしまして2,159万3,000円、作成委託料ですね、通知を作成いたしまして、その委託料ですけど51万円、システムの改修委託料といたしまして58万3,000円を予算計上しております。

○議長（山本 芳昭君） 次に、70ページ下段から71ページ上段、農林課について質疑を許します。

6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 町造林事業で、販売の間伐の関係、分収造林ですね、地主配当金の増加ということで150万が400万になっておりますが、この増加の原因、配当金がここまで増えたという要因について伺います。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 今回補正しております町造林事業でございます。分収造林の地主配当金の増加というところなんですけども、現在、業務のほうを発注しております。それで、その際に再測量というところで現地のほうを確認しております。当初予算のときに分収配当のほうにつきましては150万ということで、例年と同額で抑えた格好でしておりました。この分収配当につきましては、補助金の関係で令和6年度に事業を行っても7年度に入ってくるという場合もございます。その部分の配当のほうも、5年度のもので6年度になって補助金が入ったものについて配当するということもございまして、各間伐のところ、皆伐のところの事業精査と5年度の補助金の精算分ということで、今回400万ということで上げさせていただいております。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 要は、今年度分に入るのか、来年度分として入るのか、要は、入ってくるトータルの補助金的なものはそんなに額が変わらないんだけど、入る年度がずれたりするので、その関係だということですね。そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） そのような認識で結構でございます。

○議長（山本 芳昭君） 次に、71ページ下段、建設課について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、72ページ、教育委員会について質疑を許します。

6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 下段のほうです。旅費のところですね。こども園在り方検討委員会の委員旅費ということで、1名分のこれは旅費で38万円ということですよ。

うか。

○議長（山本 芳昭君） 三上教育次長。

○教育次長（三上 浩樹君） 委員旅費ということで、東京からの旅費と宿泊費になりますので、1名分ということです。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） すみません。職員の東京が例えば1泊なのか、幾らをお支払いですか、今。これ、町長に聞くんかも分からないんですけども、旅費規程とか、そこら辺りのものと比較してどうなんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 三上教育次長。

○教育次長（三上 浩樹君） 失礼しました。こども園在り方検討会、4回を今後計画しておりますので、その4回分の合計となりますので。失礼いたしました。

○議長（山本 芳昭君） 最後に、説明附属資料にはありませんが、農業委員会について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 令和6年度日南町一般会計補正予算（第4号）について、質疑漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で議案第70号の質疑を終わります。

次に、議案第71号、令和6年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で議案第71号の質疑を終わります。

次に、議案第72号、令和6年度日南町介護保険特別会計補正予算（第1号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で議案第72号の質疑を終わります。

次に、議案第73号、令和6年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で議案第73号の質疑を終わります。

次に、議案第74号、令和6年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で議案第74号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第70号から議案第74号の補正予算関係5議案は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思っておりますが、これ

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号から議案第74号の本日の審議は、質疑までにとどめることに決定しました。
- 

#### 日程第9 報告第4号

- 議長（山本 芳昭君） タブレット78ページから。

日程第9、報告第4号、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率についてを議題とします。

これについては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により報告が求められていますので、これを許します。

中村町長。

- 町長（中村 英明君） 報告第4号、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率についてでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定によりまして、令和5年度の決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を本議会のほうに報告する内容でございます。

最初に、令和5年度決算に基づく健全化判断比率でございます。基本的には4項目ありまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率ということで、4項目あるものでございます。いずれの会計も赤字は生じておらず、また、将来負担比率のほうもゼロ以下でございます。実質公債費比率の7.5%でございますが、昨年度の7.2%から0.3%増加してる内容でございますが、健全な比率を堅持しておるものと思っております。

2つ目の令和5年度決算に基づく公営企業の資金不足比率でございます。本町におきましては4つの会計がありまして、再生可能エネルギー発電事業特別会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計の4つの会計があります。いずれの会計も資金不足は生じておりませんので、数値は計上せず、横棒であります。ハイフンという形で表示をさせていただいております。

以上、報告を終わります。

- 議長（山本 芳昭君） この報告について、質疑があればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本 芳昭君） 以上で報告第4号、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率についての報告を終わります。
- 

#### 日程第10 議案第75号 から 日程第19 議案第84号

- 議長（山本 芳昭君） タブレット86ページから。

日程第10、議案第75号、令和5年度日南町一般会計決算認定について、日程第11、議案第76号、令和5年度日南町国民健康保険特別会計決算認定について、日程第12、議案第77号、令和5年度日南町介護保険特別会計決算認定について、日程第13、議案第78号、令和5年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定について、日程第14、議案第79号、令和5年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第15、議案第80号、令和5年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定について、日程第16、議案第81号、令和5年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計決算認定について、日程第17、議案第82号、令和5年度日南町簡易水道事業会計決算認定について、日程第18、議案第83号、令和5年度日南町下水道事業会計決算認定について、日程第19、議案第84号、令和5年度日南町病院事業会計決算認定について、以上令和5年度決算認定関係10議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第75号、令和5年度日南町一般会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定によりまして、令和5年度日南町一般会計歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付する内容でございます。内容ですけれども、令和5年度の決算書及び主要施策の成果、決算附属資料ですけれども、そのところを御参照いただければと思います。

続きまして、議案第76号、令和5年度日南町国民健康保険特別会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定によりまして、令和5年度日南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付するものでございます。同様に、決算書及び主要施策のほうを御参照いただければと思います。

議案第77号、令和5年度日南町介護保険特別会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定によりまして、令和5年度日南町介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊により本議会のほうに認定に付するものでございます。内容につきましては、決算書及び主要施策の成果のほうを御参照ください。

続きまして、議案第78号、令和5年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定によりまして、令和5年度日南町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を別冊によりまして本議会の認定に付するものでございます。内容は、決算書及び主要施策の成果のほうを御覧をいただければと思います。

続きまして、議案第79号、令和5年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定によりまして、令和5年度日南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付するものでございます。内容につきましては、決算書及び主要施策の成果のほうの附属資料も含めて御参照をください。

次に、議案第80号、令和5年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定についてでございます。地方自治法第233条第3項の規定によりまして、令和5年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計歳入歳出決算を別冊によりまして本議会の認定に付するものでございます。決算書及び主要施策の成果のほうを御参照ください。

続きまして、議案第81号、令和5年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定によりまして、令和5年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査特別会計歳入歳出決算でございますが、別冊によりまして本議会の認定に付するものでございます。決算書及び主要施策の成果のほうを御参照ください。

続きまして、議案第82号、令和5年度日南町簡易水道事業会計決算認定について。地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、令和5年度日南町簡易水道事業会計決算を別冊によりまして本議会の認定に付するものでございます。決算書及び主要施策の成果のほうを御参照ください。

続きまして、議案第83号、令和5年度日南町下水道事業会計決算認定について。地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、令和5年度日南町下水道事業会計決算を別冊により本議会の認定に付するものでございます。決算書及び主要施策の成果のほうを御参照ください。

最後になりますが、議案第84号、令和5年度日南町病院事業会計決算認定について。地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、令和5年度日南町病院事業会計決算を別冊により本議会の認定に付するものでございます。令和5年度の決算書及び主要施策の成果のほうを御参照をいただきたいと思います。

以上、説明を終わります。

○議長（山本 芳昭君） ここで暫時休憩といたします。再開を2時30分からといたします。

午後2時17分休憩

午後2時30分再開

○議長（山本 芳昭君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

高柴会計管理者。

○会計管理者（高柴 博昭君） 令和5年度の決算説明について、議案第75号から81号につきまして、主要施策の成果及び財産に関する調書で概要を申し上げます。

令和5年度は、新型コロナウイルスの影響が残る中、世界的な経済・エネルギー情勢の不安定化や急激な円高進行、そしてインフレ圧力の増大等、複雑な社会経済下において、国や県の施策を踏まえつつ、町民の生活支援と地域経済の活性化を目指して物価高騰対策や地域振興策に取り組んだ年でした。

主要施策の成果及び財産に関する調書の1ページ、タブレットでは6、7ページを御

覧ください。会計別に歳入、歳出、差引きの決算額を前年度と比較する形で記載しております。

一般会計は、歳入額70億3,255万6,000円、歳出額66億4,919万4,000円、歳入歳出の差引き額は3億8,336万2,000円です。この3億8,336万2,000円は、令和5年度から6年度へ繰り越した事業に充当すべき財源1億4,688万円が含まれていますので、実質の収支額はその額を差し引いた2億3,648万2,000円となります。これにつきましては、決算書の一般会計の最終ページ、実質収支に関する調書のページに記載がありますので申し添えます。

主要施策の成果及び財産に関する調書1ページに戻ります。国民健康保険特別会計は、歳入額6億4,350万1,000円、歳出額5億9,333万7,000円、差引き額は5,016万4,000円です。前年度と比較して減額となっており、割合としては病院への繰出金の減が大きいです。国民健康保険事業費納付金の減額が主な要因となっています。

介護保険特別会計は、歳入額9億9,237万8,000円、歳出額9億3,105万6,000円、差引き額は6,132万2,000円です。前年度と比較して増額となっている要因は、保険給付費の増によるものです。

介護サービス事業特別会計は、歳入額4,877万6,000円、歳出額4,877万6,000円、差引き額はゼロです。サービス事業費はその年度のおかねの郷の施設整備や備品購入の内容により増減します。令和5年度は対前年度で減額となっています。

後期高齢医療特別会計は、歳入額1億76万3,000円、歳出額9,595万8,000円、差引き額は480万5,000円です。歳出額は対前年度で減額となっています。

再生可能エネルギー発電事業特別会計は、歳入額2,244万8,000円、歳出額1,626万5,000円、差引き額は618万3,000円です。歳出額は対前年度で減額となっています。

鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計は、歳入額2万4,000円、歳出額2万4,000円、差引き額はゼロです。令和5年度のみの特設会計になります。

次に、調書5、6ページ、タブレットでは10ページ、11ページをお開きください。一般会計の款別予算決算額を記載しています。

まず、歳入についてです。

一般会計歳入決算総額は70億3,255万6,000円で、前年度との比較で4億4,416万1,000円の減額となりました。

款別で主なところを見てもみますと、1の町税の決算額は4億6,121万9,000円、対前年度で403万2,000円の増収となりました。住民税は前年度と比較すると個人住民税が増収となりました。軽自動車税は課税台数が減少して減収、固定資産税については、減免対象期間を経過したものが増加したことにより、前年度と比較すると増収となっています。たばこ税は売渡し本数の減少により減額となっています。

2の地方譲与税は前年度比50万2,000円の微増、利子割交付金は前年度比6,000

0円の微減、配当割交付金は前年度比34万3,000円の微増、株式譲渡割所得交付金は前年度比101万1,000円の増額、法人事業税交付金は前年度比136万8,000円と昨年と同様に増額になりました。地方消費税交付金は前年度比で155万1,000円の減額、環境性能割交付金は前年度比で141万7,000円の増額、地方特別交付金は前年度比で551万7,000円の大幅な増額となっています。

地方交付税の決算額は36億206万4,000円で、歳入の51.2%を占めています。前年度と比較して1,967万円の増額となっています。このうち普通交付税は29億8,133万6,000円でした。地方公共団体の施設の光熱費の高騰を踏まえた地方財政計画において増額されたものと消防署の救急業務費の増といった全国的なものに加え、日南町においては、昨年に引き続き過疎対策事業債の返還額が増加したことが主な増加要因です。また、特別交付税は6億2,072万8,000円で、一般会計から病院会計への繰り出し基準を変更し、より一般会計が病院運営の経費を負担することによる増、集落支援員の人数増が上げられます。一方、減額の項目は、能登半島地震の影響で石川県の自治体に重点的に配分されたことを前提として、令和4年度に公共交通におけるバス車両購入費の減と除雪経費の減によるものにより、全体では前年度比で減額となっています。

交通安全対策交付金は前年度比5万9,000円の減額です。

分担金及び負担金は前年度比で365万円の増額となっています。主な要因としては、農林水産費分担金は基盤整備事業による地元分担金の増額による217万3,000円の増額、消防費負担金は危険木等の事前伐採による施設管理業者負担金が増加したことが影響しています。

使用料及び手数料は前年度比で251万7,000円の減額となっています。主な内容としては、美術館入館料や廃棄物手数料の減額等が影響しています。

国庫支出金の決算額は4億9,538万4,000円で、前年度比で1億2,741万8,000円、率にして20.5%の減額となりました。民生費の障害者自立支援給付費等国庫負担金の減額や衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種対策費が大きく減額したことが影響しています。

県支出金は8億1,648万7,000円で、前年度比で2億7,197万4,000円の減額となりました。農林水産費補助金や災害復旧補助金が前年度と比べ大幅な減額によるところが大きくなっています。

財産収入は1億2,465万5,000円で、前年度比2,024万1,000円の増額となっています。町有林の間伐売払い収入は8,400万2,000円で、前年度に比べ2,380万円の増額、J-クレジットの売払い収入は1,087万3,000円でした。

寄附金の決算額は2,101万7,000円でした。前年度比740万2,000円の大幅な減となりました。ふるさと納税は、個人版1,550万5,000円で738万4,000円の減額、企業版は548万2,000円でほぼ横ばいでありました。

繰入金は8,622万6,000円で、前年度比6,166万7,000円の大幅な増額になりました。地域医療総合確保基金から7,002万6,000円、わかもの定住基金から4,800万円、国際交流基金から400万円の基金繰入れを行いました。

町債は、前年度と比較して1億9,130万円減額の4億8,990万円となりました。その町債につきましては、17ページに一般会計の年度別借入額、償還額、年度別現在高の状況がございます。令和5年度末の地方債現在高は76億7,700万円となります。その額を町民1人当たりにはしますと約195万5,000円となります。

自動車取得税交付金は64万円で、日野自動車による燃費性能試験等の不正に伴う追加徴収があったことが要因となっています。

次に、調書の7、8ページ、タブレットでは12、13ページです。一般会計歳出、決算総額は66億4,919万4,000円で、前年度と比較すると5億916万7,000円の減額となりました。目的別で見ますと、議会費、総務費、農林水産費、商工費、土木費、消防費、教育費が前年度と比較して減額となっており、民生費、衛生費、公債費が増額となっています。

議会費は、議会議員の1名の欠員が生じたため、前年度と比較して201万5,000円の減額となりました。

総務費は、前年度比1億9,596万9,000円の減額となりました。これは、災害時の庁舎機能強化のため新たに防水板設置工事に取り組んだ一方、タウンズネット光化事業が完了し、皆減となったことが要因となっています。

民生費は、前年度比5,065万1,000円の増額でした。社会福祉費、児童福祉費が前年度と比較して5,065万1,000円の増額でした。物価高騰対策として低所得者向けの特別給付金事業に取り組むなど、きめ細やかな福祉対策や子育て支援策等に努めました。

衛生費は、前年度と比較して1億3,974万円の増額となりました。主な要因として、日南病院の繰出金を国繰り出し基準に近づけるよう見直しを行いました。

農林水産費は、前年度比1億2,237万8,000円の減額となりました。町造林事業において、急峻箇所作業道整備に日数がかかったことによる事業繰越し等によるものです。

商工費は、前年度比5,640万1,000円の減額となりました。国策による地方創生臨時交付金事業として、町内飲食店や小売業、そして町民の暮らしを支えるためたったもポイントを付与する等、経済対策事業費の減額が要因となりました。

土木費は、道路維持における除雪経費の決算額が2億3,189万3,000円となり、多額となった昨年度と比較して9,688万3,000円の減額となりました。

消防費では、引き続き町民の暮らしと安心・安全を守るため、消防団員用防火衣の購入や自主避難所改修補助事業に取り組み、前年度と比較して1,850万5,000円の減額となりました。

教育費は、前年度比1,198万4,000円の増額となりました。屋外ステージを撤去しイベント広場を芝生化することで、地域交流の場として強化を図ることができました。また、美術館企画展や遺跡調査等、町内外に向けた文化振興の取組を行いました。

災害復旧費は、令和5年度に大きな災害が少なかったことから、多額となった前年度と比較して2億676万7,000円の最も大きな減額となりました。

公債費は、元金償還が大幅増となった前年度からさらに増加して、前年度比1,134万4,000円の増額となりました。

続いて、調書の12ページを御覧ください。地方交付税の推移一覧表の一番右側に日南町財政力の強弱を示す財政指数が載っています。指数は一覧表にあります基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値で、令和5年度は0.160となっています。注釈にもありますが、この財政力が1を超える場合は普通交付税の不交付団体となります。1に近い団体ほど普通交付税の算定上、いわゆる留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。

基金につきまして、調書の最終ページ、243ページに記載しております。令和5年度は、財政調整基金、公共施設等建設基金、わかもの定住促進基金、森林整備基金、まち・ひと・しごと創生推進基金を新設し、合計2億2,302万4,266円を新たに積み増ししました。基金取崩しについては、プロイラー生産団地基金を廃止のほか、合計で8,622万5,732円となりました。預金の金利が低迷する中、少しでも効率的な運用をするため、基金残高を一括で管理し、債券での運用を行っていますが、令和5年度は、3件3億円の債券を入替えを含め、8件の債券9億円を購入しました。低金利であることから年数が短い債券を購入しました。令和5年度の一括運用に係る利子収入は、普通預金や定期預金の利息と債券の利払いを含めて1,739万円でした。

最後に、滞納徴収金の不納欠損についてです。令和5年度も法令の適用により、滞納徴収金の不納欠損処分を行いました。処分を行ったのは、町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、そしてそれに係る督促手数料です。金額につきましては、決算書の中の歳入決算書及び歳入決算事項別明細書に不納欠損の欄を設けて表示しています。

以上、概要を説明しました。審議いただき、各会計の決算について認定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊 輝紀君） 私のほうからは、建設課所管でございます議案第82号、83号、この2つの事業会計の決算につきまして御説明いたします。ファイルにつきましては、タブレット、令和5年度決算書ファイルの131ページからになります。

最初に、令和5年度日南町簡易水道事業決算につきまして御説明いたします。

134ページを御覧ください。収益的収入といたしまして、総額1億6,963万8,889円、収益的支出といたしまして、総額1億3,807万5,806円となりました。

次に、資本的収入の総額が187万円、資本的支出の総額が9,700万9,115円となりました。資本的収入が資本的支出に対して不足いたします9,513万9,115円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、これが131万7,700円、及び損益勘定留保資金9,382万1,415円で補填いたしました。

137ページからは財務諸表をつけております。最初に、損益計算書といたしまして、令和5年度の当年度純利益は2,681万3,197円の黒字となっております。

138ページからは貸借対照表を添付しております。

140ページに剰余金の計算書をお示ししております。当年度未処理分利益剰余金は2,681万3,197円となり、141ページにお示しします剰余金の処分計算書（案）のとおり、当年度末残高、先ほどの2,681万3,197円を減債積立基金として処分することとしております。

142ページ以降、事業の報告書を詳細に示しております。令和5年度は、大きな4条の改良事業はありませんでしたが、令和4年度より引き続き、水道施設管理台帳電子システムを導入をしております。維持補修の工事概要は、143ページにお示ししておりますとおり、計器類、そういったものの経年劣化によります修繕が主なものでございます。

147ページにはキャッシュフロー計算書をお示ししております。当期純利益2,681万3,197円を加えまして、最下段にあります現金の期末残高は6,008万4,928円となっております。

148ページ以降は決算の明細書といたしまして、各項目におきます事業の実施内容を示しております。

152ページには有形、無形の固定資産明細書、153ページに企業債明細書を添付しておりますので、御確認いただければと思います。

続きまして、タブレット155ページ、令和5年度日南町下水道事業会計決算報告書について御説明をいたします。

158ページを御覧ください。下水道事業会計の収益的収入の総額は1億8,258万6,726円、収益的支出の総額は1億6,053万156円となりました。

159ページを御覧ください。資本的収入の総額は1,795万1,633円、資本的支出の総額は9,014万4,448円となりました。資本的収入が資本的支出に対して不足いたします7,219万2,815円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額より167万280円、減債積立金より2,673万2,723円及び損益勘定留保資金より4,378万9,812円で補填いたしました。

160ページから財務諸表を添付しております。最初に、損益計算書で、161ページ、下から4行目に、当該年度の純利益につきましては、1,727万8,381円となっております。

162ページには貸借対照表を添付しております。

164 ページ、下水道事業の剰余金計算書をお示ししております。当年度末の剰余金は4,401万1,104円となっております。これを165 ページにお示ししております剰余金処分計算書(案)のとおり、減債積立金として1,727万8,381円、資本金への組入れとして2,673万2,723円を処分することを提案しております。

166 ページ以降に事業の詳細な報告書をつけております。下水道事業につきましては、多里処理場のICコントローラー取替えや水位計の更新など農業集落排水処理場の機器更新、及び合併浄化槽につきましては、4基の新規整備を行いました。

171 ページにキャッシュフロー計算書をつけております。最下段にあります現金の期末残高につきましては、1億7,895万2,043円となっております。

172 ページ以降に決算におけます事業の明細書をつけております。

177 ページに有形固定資産の明細書、178 ページ以降につきましては、企業債の明細書を添付しておりますので、御確認ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(山本 芳昭君) 福家病院事業管理者。

○病院事業管理者(福家 寿樹君) それでは、令和5年度日南町病院事業会計決算報告をさせていただきます。

それでは、まず、決算の概要について説明させていただきます。日南町病院事業決算書ファイル1 ページ、決算書通しでは182 ページになろうかと思えます。

令和5年度の病院運営は、新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられてもなお終息することのないアフターコロナと呼ばれたこの1年、あわせて、日南病院では、病院長不在という中、病院職員は感染対策を緩めることなく、そして院内クラスターの発生を防ぐことにも努めてまいりました。

さて、病院事業収益の決算額は合計12億8,198万3,630円で、予算額に比べ3,444万370円の減、病院の事業費用は12億4,382万2,144円で、不用額が7,260万1,856円となっております。

次のページの資本的収支決算について御説明させていただきます。

資本的収入の決算額は2,453万1,000円で、これは予算額に比べ300万6,000円の増、資本的支出については、決算額が1億750万6,326円で、不用額が1,427万8,674円となり、収支が不足する8,297万5,326円を過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

主な建設改良費としては、新館温水ヒーター及び冷却水、冷温水ポンプ更新工事、これが470万8,000円、療養病棟の吸引増強工事426万8,000円、リハビリ室屋上部屋根防水改修工事331万1,000円などとなっております。ほか、15 ページに詳しく記載しておりますので、御覧いただきたいと思えます。

経営成績についてですが、ファイル3 ページから日南病院事業損益計算書で説明をさせていただきます。

まず、入院収益でございますが、4億4,927万円余りで、昨年に比べ3,777万円のこれは増収となりました。要因は、介護療養病棟を医療療養病棟に転換を徐々に行ってきたことや地域包括ケア病床の利用率が上がったことが要因と見ております。一方、外来収益は1億8,147万円余りで、これは昨年に比べ116万円の減収です。これは、昨年同様、外来患者数は減少傾向にあります。しかしながら、特に発熱外来、いわゆるその前の年は発熱外来が非常に多かったんですが、昨年はもう5類ということで、ここの患者減によるものが影響しているものと考えております。ワクチン接種などその他の医業収益が1億1,965万円で、これは550万円の増収となっております。介護サービスにつきましては、先ほどの療養病棟の医療療養病棟に転換を行ったことによる影響でさらに下回っており、全体としては368万円の減収となっております。

続きまして、医業費用についてでございますが、給与費については、採用が予定よりかなり少なかったこともあり864万の減、医療用の材料費79万の減、経費では、消耗品140万の減、光熱水費280万の減ということで、経費の減は、コロナ患者の例えば入院対応などがその前の年より減少したことによるものというふうに見ております。

こうした増減の結果、当年度純損益は3,412万5,312円の黒字で、前年度より2,260万ほど増収となっております。なお、医業外収益の他会計負担金のうち基金取崩しによる繰入れは6,856万円で、医療確保総合対策基金の残高は5億1,055万円となっております。

以上、令和5年度の病院会計決算の概要説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） タブレット96ページから。

本町の監査委員から令和5年度日南町財政経営健全化審査意見書、令和5年度日南町歳入歳出決算等審査意見書について報告を求めます。

高見正司代表監査委員。

○代表監査委員（高見 正司君） 先ほど議長のほうから説明がありましたけども、タブレットの96ページをお開きください。これから報告する財政健全化に関する審査意見等につきましては、先ほど町長のほうから概要説明がありましたので、あえて細かな説明は省かせていただきますけども、日付は令和6年8月19日。日南町長、中村英明様。日南町監査委員、高見正司。同じく、荒木博。令和5年度日南町財政の健全化に関する審査意見について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された令和5年度健全化判断比率の状況を審査しましたので、意見書を提出いたします。

審査の結果でございますけれども、審査に付された健全化判断比率、その他その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成しているものと認められます。内訳については町長のほうからもお話がありましたけども、その中で、③の実質公債費

比率について、若干増えているということについては、その理由としては、単年度の起債償還額の増が影響しておるというように報告を受けました。④の将来負担比率についてでございますけども、これについても良好な状態と認められますが、その良好となった理由としては、起債残高が減っているということで、いわゆる新規借入れの額の減ということが影響しているという説明を受けました。したがって、是正改善を要する事項につきましては、特に指摘する事項はありませんでした。

続きまして、令和5年度日南町公営企業の経営の健全化に関する審査意見でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、審査に付された令和5年度の資金不足比率の状況を審査しましたが、別紙のとおり意見書を提出しますということで、結果としては、いずれも適正に作成されているものと認められます。ここに4つの会計がありますけども、再生可能エネルギー発電事業につきましては、根拠法令が地方自治法でございます。その他の簡易水道、下水道、病院事業については地方公営企業法というのが根拠法令になっておりますので、再生可能エネルギーの決算につきましては、収入と支出によりまして黒字であるということで、良好であると認められるものでございます。その他のものにつきましては、いわゆる流動資産から流動負債、この流動負債については、いわゆる起債償還に充てる額を引いたものでございますが、それを減じたものが黒字かどうかという判断でございます。簡易水道、下水道、病院事業につきましては、資金不足は生じておりませんので、是正改善を要する事項につきましてはありませんでした。

続きまして、タブレットの102ページをお開きください。令和5年度日南町歳入歳出決算等審査意見について。令和6年8月19日。日南町長、中村英明様。日南町監査委員、高見正司。同じく、荒木博。地方自治法及び地方公営企業法により審査に付された令和5年度の日南町一般会計、特別会計及び企業会計の歳入歳出並びに基金運用状況について審査しましたので、意見書を提出いたします。

第1、審査した決算及び帳簿、証書等につきましては、各会計の決算及び実質収支に関する調書、そして財産に関する調書、そして簡易水道、下水道、病院の各事業会計の決算、さらに令和5年度の基金の運用状況の調書でございます。

審査の期間ですけども、令和6年7月22日から8月19日まで行いました。

審査の方法は、そちらに書いてあります各関係諸帳簿を見させていただいて、各担当所管課のほうの説明を受け、また、基金運用状況等につきましては、適正な管理、運用がされているかを審査いたしました。

審査の結果でございますけども、1、各会計の決算及び関係書類の計数は正確であり、決算等関係法令に準拠し作成されており、執行は適正であることを確認いたしました。

2、財産に関する調書、基金運用状況調書については、計数はいずれも正確であり、適正な管理がされていることを確認いたしました。

第5、決算の概要につきましては、先ほど会計管理者、建設課長、そして病院事業管理者から説明がありましたので、省略させていただきます。

ただ、その中で、第5の中の5ですけれども、町税等の収入未済状況でございます。109ページを御覧ください。これにつきましては、一般会計の督促手数料を除く収入未済額の合計は3,722万5,145円で、前年度より134万2,446円増加しております。特別会計の収入未済額の合計は1,160万6,246円で、前年度と比較して69万7,400円減少しております。

続きまして、6、公営企業会計の状況でございますが、(1)簡易水道事業の収入未済額は100万4,070円で、前年度より9万7,930円減少しております。(2)下水道事業会計の収入未済額は96万4,610円で、前年度より65万5,340円減少しております。(3)日南町病院事業会計の患者負担未収金につきましては848万8,673円で、前年度より9万6,360円ほど若干増加しております。

第6、結びといたしまして、各会計の決算を審査した内容から若干の意見を述べさせていただきます。タブレットの113ページをお開きください。

1、全般的事項。日南町用品調達基金は、平成7年に用品の集中購買を実施することにより、用品の取得及び管理に関する事務を円滑かつ効率的に行うため設置されました。基金の額は現金と貯蔵品を合わせて500万円とされ、令和5年度の決算において現金が469万5,270円、貯蔵品は、いわゆる事務用品ですね、30万4,730円となっています。現在、この基金で購入するものは、日南町の管内地図や木製の町章ぐらいとなっており、他の用品はそれぞれ各課の予算で購入しており、額は僅かでございます。今年度に至るまでここ数年間、パソコンでの入力や文書決裁のシステム化が進んでいることで、消耗品等を、事務用品を大量に集中購入する必要がなくなっている状況でございます。県内外の市町村の例なんかを一応当たってみましたけれども、役目を終えた、あるいは必要性が解消したと理由を付して条例を廃止しているケースも見受けられます。日南町において、今後、廃止も含めた当該基金のあるべき姿を検討すべきであると考えます。

2、歳入関係。先ほど申しました未収金の状況についてでございます。これにつきましては、内容については先ほど報告したとおりでございますが、その中で、町税等では過年度分の固定資産税が増加しており、それ以外では現年は全体として減少傾向にあるということが読み取れました。また、上下水道料金、簡易水道、いわゆる下水道料金の未収金は前年度に比べて減少しております。

昨年度の決算あたりでもいろいろ御指摘あったわけですが、未収金取組み会議につきましては、令和4年度において一度も開催されていませんでしたが、令和5年度では町税等未収金取組み会議設置要綱を一部改正して、ここの会に参加する所管課を見直したり、開催時期も変更しております。その結果、未収金取組み会議は10月、1月、2月の3回開催し、未収金回収のためのチーム編成も行い、また、未収金回収のための

研修会も行っておりました。そして、4月と5月の出納整理期間にはそれぞれの担当職員が訪問等を実施して回収に当たったというような状況でございます。未収金対策の工夫については情報共有したり、今後、各チームで訪問に着手するなど、この動きをつくったということの動きを評価しております。今後、一層の取組を望むものでございます。

3、歳出関係。(1)公共交通確保総合対策事業及び障害者等外出支援事業。公共交通での利用者数の推移は、定期券利用者を除く路線バスが令和5年度4,343人で、昨年度比1,521人の減、巡回バスが2,308人で4人の減、デマンドバスでは9,315人で1,906人の増となりました。令和4年10月からドア・ツー・ドアの運用が始まりまして、デマンドバスの利用増につながったと言えるんじゃないかという具合に思います。その一方で、巡回バスでは10月末から1月末の間、土日の試験運行を行っていましたが、1日7便で30日間に乗車数が47人でありました。この結果を踏まえ、担当課では当面、土日運行の実施は行わないという報告を得ました。なお、自宅までの道が狭いために従来のデマンド車両が入らず、自宅付近での乗降ができないケースの対応策として、小型車両の購入を令和6年度へ繰越事業として取り組んでおりまして、この件につきましては、詳細は一般質問等でいろいろやり取りがあったという具合に思っております。

一方、障害者等外出支援事業につきましては、前年度までの高齢者等タクシー助成事業から事業名を変更して、内容も変更してまいりました。その結果、対象者はバス利用が困難な介護認定を受けた方や障害者手帳の所有の方、そして運転免許証のない方に上限4万円の助成を行ってまいりました。登録者200人のうち実利用者は132人で、66%の利用率でした。比較の数字はちょっと違いますけど、令和4年度ではタクシーチケット交付枚数に対して実使用枚数の割合は52%でしたので、若干利用率という面では増えているというデータが出ております。なお、参考までに、令和6年度におきましては、以上の点を踏まえ、令和5年度対象者に加えて80歳以上の運転免許返納者を追加し、また、利用事業者を1社としていた条件を廃止しております。

本町における公共交通機関利用の目的は、いろいろデータで出ておりますけども、買物や医療機関への通院が主であり、路線バス、デマンドバス、そしてタクシー等の交通機関がそれぞれ利用者の状況に応じた利便性に役立つように、担当課は違いますけど、連携を取りながら運行していくことをお願いしたいという具合に思います。

(2)塵芥処理事業。令和4年度2月21日契約、3月27日工期の清掃センターの焼却炉改修工事において、部材の納入に4か月程度かかるために、令和5年度に繰り越して、令和5年9月4日まで工期を延長しましたが、さらに、火格子部品の納期の遅れや経費の増加により工期を9月29日まで延長し、工事費も219万8,900円の増額となりました。清掃センターの改修は毎年度このような工事の繰越しとなっておりまして、今後、計画的な工事の発注を望むものでございます。令和14年度からの西部広域ごみ処理施設の使用開始予定に向けて、点検管理業者、工事設計業者等としっかり打合せを行

って、計画的な修繕工事を行って、施設の延命化を図っていただきたいと考えるものでございます。

また、一方、備品購入についても早期発注を心がけてほしいと思います。決算審査の中で現地の調査において、令和5年度に購入した発泡スチロールの減容機の使用状況の確認も行いました。作業の安全と効率を上げるために、そのための階段や投入口へのホッパーの設置を検討すべきであると感じました。

なお、清掃センターでのいろんな聞き取りの中で、全体としては、掃除や整理、車両の管理が行き届いており、職員の意識の高さを感じるものでございました。

最後に、(3)商工総務一般管理事務。日南町キャッシュレス決済事業、いわゆるたったもカードは、令和3年度から運用が始まり、年度中途ですね、カードによる買物が順調に浸透してきたと思われまます。令和5年度の総利用額は3億7,900万円、うち電子マネー分が2億5,900万円、令和4年度の3億3,400万円、うち電子マネー分2億1,700万円と比べてみますと増加しております。また、令和4年7月からは町外在住者向けのカードも発行し、5年度末の会員が323名となっており、利用実績額は4年度の718万円から5年度では1,687万円までに伸びております。

他方、町内での経済効果を店舗側から見れば、カード利用加盟店の売上げは、カード導入以前と比べてその8割の店舗が導入後に対前年度比100%を優に超える結果となっていると報告を受けました。

地域内での商品の購入が増えることは、日南町の経済状況に好影響を与える結果をもたらしたと言えます。全国的にはクレジットカードや携帯電話等で買物ができる環境が整ってきておりますけども、高齢化が特に著しく進む日南町においては、日南町らしい買物システムとして、たったもカードがさらに浸透していくことは重要だと考えました。

以上、決算審査の意見として報告させていただきました。

○議長（山本 芳昭君） ただいまの報告に質疑があれば、これを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で監査委員からの報告を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第75号から議案第84号までの決算認定関係10議案は、審議の都合により、本日は提案説明までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号から議案第84号までの本日の審議は、提案説明までにとどめることに決定しました。

○議長（山本 芳昭君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって会議を閉じ、散会とすることに決定しました。

ついては、9月5日の本会議は別に通知をしませんので、定刻までに御参集いただきますようお願いいたします。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後 3 時 2 7 分散会

---